人事委員懇談会

―第十六回国会閉会後（継続調査）―

〃 15 (火)	議員派遣に関する件について懇談を行った。	
	継続審査及び継続調査の議決及び通知	
	閉会中委員会が審査及び調査を継続するの件を左の通り議決し、その旨を衆議院及び内閣に通知した。	
	一、「日本国とアメリカ合衆国との間の平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」	
	二、国家公務員の給与向上等に関する調査	
	六月十六日～十一月二十九日	

委員会（才一回）	〃 26 (月)	勤務地手当に関する件及び一般職の給与に関する人事院の報告に関する件の調査日程等について協議した。
委員会（才二回）	〃 27 (火)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（才三回）	〃 28 (水)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（才四回）	〃 29 (木)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（才五回）	〃 30 (金)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（才六回）	〃 31 (土)	勤務地手当に関する件について協議を行った。

8・3（火）	○議員派遣要求書提出 委員長から議員派遣要求書を提出した。 議長は同日左の実地調査のため議員を派遣することに決定した、 国家公務員の給与問題、特に勤務地手当支給地域区分について実情調査のため。 福岡県、大分県、佐賀県（八月五日から六日間） 松浦清一君、松岡平市君、 新潟県、富山県（八月五日から四日間） 宮田重文君、千葉信君、
〃 5（木）	議員派遣第一班（福岡、大分、佐賀県）が出発した。 議員派遣第二班（新潟、富山県）が出発した。

〃 8（日）	議員派遣第二班が帰着した。
〃 10（火）	議員派遣第一班が帰着した。
委員会（第七回） 〃 13（金）	派遣議員の報告を聴いた後、勤務地手当に関する件について協議を行った、 2 駐留軍労務者の退職手当に関する件について参考人から、意見を聴くことを決定した。
委員会（第八回） 〃 14（土）	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案について、全駐留軍労働組合組織宣伝部長

委員会（第九回）	〃 19 (木)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（第十回）	〃 20 (金)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
両院人事委員長理事合同打合会	〃 〃 〃	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（第十一回）	9・6 (月)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（第十二回）	〃 7 (火)	勤務地手当に関する件について協議を行った。

神鳥日吉君に参考人として出席を求めることを決定し、同君及び福島調達庁長官から意見を聴き質疑を行った。

委員会（第十三回）	〃 8 (水)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（第十四回）	〃 13 (月)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
	〃 14 (火)	衆・参両院人事委員長会見 合同打合会について今月末か来月初めに行うことを打合せた。
委員会（第十五回）	〃 15 (水)	勤務地手当に関する件について協議を行った。
委員会（第十六回）	〃 16 (木)	1 勤務地手当に関する件について協議を行った。 2 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の

	委員会（第十七回）	実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案について参考人から意見を聴くことを決定した。
	〃	
	21（火）	
	委員会（第十八回）	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案について参考人市川誠君及び調達庁当局から意見を聴き質疑を行った。
	〃	
	22（水）	
	委員会（第十九回）	勤務地手当に関する件について調査を行った。
	〃	
	24（金）	

	委員会（第二十回）	宮田理事（委員長代理）、衆議院赤城委員と会見勤務地手当に関する件について協議を行った。
	〃	
10	22（金）	勤務地手当に関する件について協議を行った。
19（火）		
	委員会（第二十一回）	勤務地手当に関する件について協議を行う。
	〃	
23（土）		
	委員会（第二十二回）	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案について、調達庁、外務省及び労働省当局に対し質疑を行った。
	〃	
25（月）		

〃 26（火）	宮田理事、川島衆院人事委員長と会見	
	勤務地手当に関する両院調整の打合せを行った。	
〃 27（水）	衆、参両院人事委員会事務委員が夫々の修正案を交換して	
	事務的打合せを行った。	
〃 28（金）	衆、参両院事務局の事務的打合せを行った。	
11/4（木）	衆、参両院事務局の事務的打合せを行った。	
〃 5（金）	衆・参両院事務局の事務的打合せを行った。	
〃 6（土）	衆、参両院事務局の事務的打合せを行った。	

〃 8（月）	衆・参両院事務局の事務的打合せを行った。	委員会（第三十三回）
〃 9（火）	衆・参両院事務局の事務的打合せを行った。	
〃 11（木）	勤務地手当に関する件について協議を行った。	
〃 11（木）	衆、参両院人事委員長会見	
	勤務地手当に関する特に上級地について懇談を行った。	
〃 12（金）	勤務地手当に関する件について協議を行った。	委員会（第三十四回）
〃	衆、参両院人事委員長会見	
〃	上級地（四級地）修正問題について懇談を行った。	

	〃 〃	衆・参両院人事委員長会見 四級地修正問題について協議し、結論は明十三日に持越した。
委員会（第二十五回）	〃 13（土）	勤務地手当に関する件について、協議を行った。
	〃 〃	衆・参両院人事委員長会見 四級地修正問題についての結論が出た。
委員会（第二十六回）	〃 15（月）	勤務地手当に関する件について協議し、最終結論が出されて、人事院勧告に対する修正意見案が決定された。
	〃 18（木）	勤務地手当に関する修正案の新聞発表、

二 人事委員の辞任及び選任

人事委員氏名（第十八回国会閉会 昭28．12．8現在）

委員長 村尾重吉君

理事 千葉信君 宮田重文君

委員 加藤武徳君 松岡平市君

溝口三郎君 山川良一君

岡三郎君 松原一彦君

後藤文夫君

○委員の異動

年	月	日（曜）	辞任	補欠選任
28	12	10（水）	松原委員	紅露みつ君
29	1	27（水）	加藤 〃	大達茂雄君
〃	〃	29（金）	村尾 〃	松浦清一君

年	月	日（曜）	辞任	補欠選任
29	3	31（水）	大達委員	北村一男君
〃		〃	岡〃	湯山勇君
	4	1（木）	湯山〃	竹中勝男君
〃		2（金）	竹中〃	湯山勇君
〃		7（水）	湯山〃	藤原道子君
〃		12（月）	藤原〃	竹中勝男君
〃		19（月）	竹中〃	藤原道子君
〃		21（水）	藤原〃	湯山勇君
	5	8（土）	北村〃	松本昇君
	〃	17（月）	松本〃	北村一男君
	〃	24（月）	湯山〃	岡三郎君
	〃	26（水）	岡〃	湯山勇君
	〃	27（木）	宮田〃	岡田信次君
	〃	28（金）	岡田〃	宮田重文君
	〃	〃	湯山〃	岡三郎君
	6	15（火）	溝口〃	宇垣一成君
		〃	山川〃	河井彌八君
		〃	紅露〃	深川タマヱ君
（第十九国会閉会後）				
	7	6（火）	松岡〃	秋山俊一郎君
	〃	20（火）	秋山〃	松岡平市君
	〃	28（水）	宇垣〃	溝口三郎君
	〃	30（金）	溝口〃	宇垣一成君
	〃	31（土）	松岡〃	横川信夫君
	8	3（火）	横川〃	松岡平市君
	9	27（月）	松岡〃	石坂豊一君
	〃	28（火）	石坂〃	松岡平市君

○委員長改選

昭和二十九年一月二十九日（金）人事委員長村尾重雄君が辞任し、松浦清一君が当選した。

委員	草葉隆圓君	千葉	〃	9 29（水）
〃	松岡平市君	宇垣一成君	〃	10 12（火）
〃	平林剛君	松岡	〃	〃 20（水）
〃	西岡ハル君	草葉	〃	11 19（金）
〃	木下源吾君	北村一男君	〃	〃 25（月）
〃	高田なほ子君	平林	〃	29（月）
〃	石村幸作君	松岡	〃	〃
〃	白井勇君	西岡	〃	〃
〃	平林太一君	千葉	〃	〃

○理事の補欠

五月二十八日（金）宮田重文君の補欠として、北村一男君を理事に互選した。

五月三十一日（月）北村一男君の補欠として、宮田重文君を理事に互選した。

○所属の変更並びに所属委員数の変動

一月六日（水）後藤委員の所属変更により緑風会所属委員三名となった。

十月二十五日（月）宇垣委員（緑風会）が辞任し、平林剛君（左社）が委員に選任されて、緑風会所属委員は二名、左社所属委員が三名となった。

○所属委員数の変動

十一月二十九日（月）第二十回臨時国会召集前に本委員会における委員の構成に変動があり、左の如く決定した。

――各会派に対する委員数割当について以左の通り決定――

自由党（三）　緑風会（二）　日本社会党（第四控室）（二）

日本社会党（第二控室）（一）　日本民主党（一）　無所属クラブ（一）

計十名

人事委員代名（第十九回国会閉会継続昭29.11.29現在）

委員長　松浦清一君（右社）

理事　宮田重文君（自由）

委員　石村幸作君（自由）　白井勇君（自由）

河井弥八君（緑風）　後藤文夫君（緑風）

木下源吾君（左社）　高田なほ子君（左社）

深川タマエ君（民主）　平林太一君（無所属ク）

三　議案審議

A　議案経過

◎内閣提出法律案

○　両院を通過したもの

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案（修）

○　衆議院において審議未了のもの

国家公務員法の一部を改正する法律案（継続審査）

◎参議院議員提出法律案

○　本院において審査未了のもの

昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日 議案審議経過表

件名	提出月日	本院(参)受領又は(衆)へ送付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会審議決	衆議院 本会議審議決	参議院 委員会付託	参議院 提案理由説明	参議院 委員会審議決	参議院 本会議審議決	備考
国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)	3、16(火)		3、18(水)	継続審査		3/19(金)	4(3)(火) 加藤国務大臣 (3/19本会議において趣旨説明)			
国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案(内閣提出第七五号)	4、27(火)	5、18(火)	4、27	5/12 修正議決	5/18 修正議決					
昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案(千葉信君外六十七名発議)(参第一三号)	5、12(水)	5、13(水)	5、12(水)	4、27 予備審査		3/19(金) 予備審査				
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六十七名発議)(参第一八号)	5、28(金)	5、28(金)	5、15(土)	4、30(金)	5/28(金)	4(3)(火) 加藤国務大臣 (3/19本会議において趣旨説明)	5、31(月) 発議者 参議院議員 千葉信君	5/28(金)	5/28(金)	昭和二九年六月一日 法律第一四一号

(1) 国家公務員法の一部を改正する法律案

(a) 法案審議の概要

国家公務員法の改正については、第十三国会で参議院の修正に同意し、法律として成立したが、その後、臨時行政改革本部を設けて、人事院廃止を中心とする人事行政機構の刷新について検討していたが、三月五日行革本部の試案に基く、国家公務員法改正要綱を閣議において決定し、次いで同法律案の決定のもと、同月十六日国会に提出された。

国会においては、衆、参両院本会議において、加藤国務大臣より趣旨説明が行われ、続いて各会派より質問があつた。法案の委員会付託は、衆院人事委員会、参院人事委員会、同月十八日、参院人事委員会へ予備審査)十九日で、その後衆院人事委員会では、同法案を国会閉会後の継続審査に持ち越され現在なお継続審査案件として、衆院委員会に付託されている。

尚、参議院本会議(三月十九日)における各会派代表質問者は宮田重文君(自)、岡三郎君(左社)、松沢兼人君(右社)、和田みつ君(改)で、答弁に立つた政府委員は、緒方副総理、塚田行管長官

小笠原大蔵大臣、加藤国務大臣（給与担当）、浅井人事院総裁であつた。

三月十九日（金）本会議
四月十三日（火）委員会

(6) 趣旨説明（加藤国務大臣）

ただ今、議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この改正法律案は行政機構改革の一環として現在の人事院を国家人事委員会に改組し、中央人事機関として、我国行政機構の実状に調和した組織と権限を持たしめることを主たる目的とし、併せて行政事務簡素化の線に沿つた二三の点についての改正を行わんとするものでありまして、その要点は次のとおりであります。

第一に、従前内閣の所轄に属してありました人事院を改組して、総理府の外局として国家人事委員会を置くこととといたしました。これに伴いまして、人事官は国家人事委員に、人事院総裁は国家人事委員長に名称を改める外、国家人事委員の認証、給与保障、宣誓及び兼職制限に関する規定等を改めることといたしました。

又、人事院には、国家行政組織法の適用がなかつたのでありますが、この改正により、他の外局と同様国家行政組織法の適用を受けることとなるため、国家人事委員会の内部組織及び定員は、これらの法律に基いて定められることになりました。従いまして人事務局の部の設置、その所掌事務等内部組織に関する主要な事項を国家公務員法中に明記することといたしたのであります。

第二に、国家人事委員会の権限及び機能に関する点でありますが、給与の勧告その他人事行政に関する意見の申出等は、国会及び内閣に同時に行うこととなつてありましたのを改め、これらを内閣に対して行い、内閣はこれを国会に報告しなければならないこととといたしました。俸給表の改訂に関する勧告につきましては、従来俸給を百分の五以上増減する必要が生じたときに行うことになつてありましたのを、国家人事委員会が俸給表の改訂を必要と認めるときに行うことに改めました外、内閣はこの勧告があつた日から五日以内にこれを国会に報告しなければならないよう報告の期限を明定いたしました。地域給その他の給与に関する勧告についても同様の報告期限を附してあります。なお、いわゆる二重予算及び人事院指令の制度は他の外局なみにこの際廃止することといたしました。

第三に、行政事務簡素化の線に沿つた改正といたしまして、任命権の委任手続、不利益処分の審

査の請求の期限、起訴中の者の懲戒手続、條件付昇任制度等につきまして廃止、簡素化等の改正を行うと共に、併せて二三の規定の整備を行うことといたしました。

第四に、経過的規定といたしまして、従前の人事院、同事務総局及び地方の事務所がそれぞれ、国家人事委員会、同事務局及び地方の事務所として同一性をもつて存続することを定め、現に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられている者は、国家人事委員長として命ぜられたものとすることを定め、それぞれ人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期といたしました。

以上改正の要点を御説明いたしましたが、その他の点につきましては、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前の人事院の権限と変りありません。

なにとぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申しあげます。

本日国会に提出された「国家公務員法の一部を改正する法律案」の要旨

第一、人事院の地位の独立性について

(1) 内閣の所轄の下に置かれた人事院を廃止し、内閣総理大臣の所轄の下に――総理府の外局として――「国家人事委員会」を設置（3條2項の改正と附則27項による総理府設置法17條（外局）等の改正）

(2) 二重予算権の廃止（13條の改正による5項の削除）

(3) 内部機構の管理権の廃止と国家行政組織法の適用（14條4項の削除と附則26項による行組法の改正）

(4) 予算定員制の廃止と行政機関職員定員法の適用（14條3項の削除と13條の改正による13項の新設並びに定員法の改正）

(5) 業務状況の報告は内閣に対してのみ行い、国会への報告は廃止（24條の改正と12條6項（人事院の議決事項）5号の整理）

(6) 人事官の国務大臣ベースの給与保障の廃止（10條の改正と110條（罰則）の整理）

(7) 人事官の任免の天皇による認証の廃止（5條2項の削除と附則4項の経過規定）

(8) 人事官の服務の規律の緩和 ―― ①の宣誓の廃止（6條の改正）②兼職禁止の解除（15條の改正と109條（罰則）の整理）③退職後の任官制限の解除（7條3項の削除109條の整理）―― 但し第三章第七節（服務）の規定の準用は従来どおり

(9) 人事院総裁の部内に対する任命権の廃止（55條ノ2項の削除）

(10) 「事務総局」と「法律顧問」を置き、人事院規則で規定しているのを、法律顧問制は廃止し「事務局」を置き、総務、任用、給与、公平、能率の五部制とし、所掌事務を法定する改正（13條の改正）

(11) 事務総長の次官ベースの給与保障の廃止（14條2項の削除と110條（罰則）の整理）と兼職禁止の解除（15條の改正と109條（罰則）の整理）

第二 勧告制度の意見申出権について

(1) 給与改訂の勧告も、法令の制定改廃に関する意見の申出も、内閣に対してのみ行い、国会に対しては内閣から報告するとの改正（28條、23條の改正、並びに12條6項（人事院の議決事項）6号、7号の整理）

(2) 右の勧告は、「俸給表に定める給与を5/100以上増減する必要が生じたと認められるとき」行う義務があつたのを、単に、「俸給表を改訂する必要が生じたと認めるとき」行うことに改正（28條の改正）

(3) 給与準則の改訂案は国会及び内閣に提出する義務があつたのを、その制定及び改訂につき必要な意見を内閣にのみ申し出させることに改正（67條の改正と12條6項12号の整理）

第三 規則制定権と指令権（いわゆる准立法的権限）について

(1) 規則制定権は、おおむね従来どおり（従つて内閣総理大臣の承認を要件としない）（46條1項の改正）

(2) 指令を発する権限の廃止（16條3項の削除）

第四 その他の改正

(1) 不利益処分、懲戒処分の審査請求の期限が「処分説明書を受領した後」三十日以内となつてい

たのを「処分を受けた後」三十日以内とすること（90條の改正と附則9項の経過規定）

(2) 任命権者が任命権を部内に委任する場合、事前に人事院に提示する義務の廃止（37條2項後段の削除）

(3) 任命権者が、事件の刑事裁判係属中に懲戒手続を進める場合、人事院の承認を経る義務の廃止（85條の改正）

(4) 採用も昇任も「條件附」であつたのを、昇任の場合は直ちに「正式」とすること（59條の改正）

第五 條文の整理

(1) 転階制の計画を国会に提出し承認をえるべき旨の29條4項の削除

(2) 給与準則を立案し、国会及び内閣へ提出すべき旨の63條2項の削除と12條6項（人事院の議決事項）11号の整理

(3) 災害補償制度を研究し、その成果を国会及び内閣へ提出すべき旨の75條の改正と12條6項16号の整理

(4) 恩給制度を研究し、その成果を国会及び内閣へ提出すべき旨の108條4項の削除と12條6項18号の整理

(5) 昭和二七年三月三一日限りの応急予備金制度の13條4項の改正による削除と12條6項2号の整理

(6) 採用候補者名簿による採用にあたり、昭和二六年七月一日前においては、選択の範囲を高点順の志望者四人以内に制限できる旨の56條但書の削除

(7) その他字句の整理

第六 施行期日（昭 22. 4. 1）（附則1項）

第七 経過措置

(1) 人事院、同事務総局及び地方の事務所が、それぞれ国家人事委員会、同事務局及び地方の事務所として、同一性をもつて存続（附則2項）

(2) 現在の人事官は、そのまま国家人事委員として在任し、人事院総裁に命ぜられている者は国家人事委員長に命ぜられたものとする。（附則3項）

(3) 右により引き続き在任する国家人事委員の任期は、人事官としての残任期間に相当する期間とする。（附則5項）

(4) その他

第八 他の法令の改正等

参考資料（2）

国家公務員法の従来の主な改正点の対照

参議院人事委員会事務員室
（昭29・5・1 作成）

		第一回国会(昭22)の制定	第三回国会(昭23)の改正（特別職に関する規定を除き現行）	第十三回国会(昭27)で審査未了の改正案	第十九回国会提出の改正案
提案理由			昭23・7・22附マッカーサー書簡に即応して、「政府における職員関係と私企業における労働者関係の区別」を明らかにするとともに、人事委員会を人事院に改組し、権限の強化をはかる。	行政機構改革の一環として、人事院を、独立後の国力と国情にふさわしい中央人事機関に改組する。	行革の一環として、人事院を、行政機構の実状に調和した組織権限をもつ中央人事機関に改組するのを主な目的とし、併せて行政事務簡素化の線に沿う二、三の改正を行う。

第一 中央人事機関の地位の独立性と権限について。

		政府案の人事院人事院総裁、人事官、人事院規則、事務総局、事務総長を、人事委員会、人事委員長、人事委員、人事委員会規則、事務局	上記政府案に復元	国家人事委員会国家人事委員長国家人事委員国家人事委員会規則、事務局に改正	同上

設置	三條	事務局長と國会（特（架）修正（特権的な官僚制の民主化のため）
		内閣の前轄の下に置き、内閣総理大臣に対し報告させる
a 人事官（人事委員）の任免の認証	五條	天皇が認証する
		改正なし
		同上
		廃止

		内閣総理大臣の前轄の下に置く（総理府設置法を改正し、同府の外局とする。報告の点は改正なし）
		同上（外局と報告の点も）

b 給与保障	十條	國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける
		國務大臣と同じ基礎に基く給与を受け、その総額はどの大臣の給与総額よりも少くない。
		改正なし
		廃止（給与は特別職の職員の給与に関する法律で定める。
C 宣誓	六條	任命後、宣誓しなければ職務を行つてはならない。
		改正なし
		同上
		廃止
d 兼職禁止	十五條	人事委員会の官職以外の官職を兼ねてはならない。
		他の官職を兼ねてはならない。
		改正なし
		解除

ただし、制定当初より、第三章第七節（報務）

事務（総）局	十三條	人事委員会の权限に属する事項に関する庶務を掌る。	できる。事務総局の組織と法律顧問については、規則で定める。	管理、任用、給与、公平、転員の五部を置き、所掌事務その他内部組織は、規則で定める（法律顧問制は廃止）	総務、任用、給与、公平、能率の五部を置き所掌事務を明文化し、内部組織の細目は、規則（地方事務所については政令）で定める（法律顧問の点は同上）	同上
二重予算権	十三條	なし	上記権限（および昭27.3.31限り	廃止（他の外局なみに。）	同上	

e 退転後の任官制限	七條 三項	原則として退転後一年間は、人事委員会の官転以外の官転に任命できない。	同上（ただし例外なし）	改正なし	解除	の規定の準用あることは改正なし。
f 弾劾の訴追権	九條	内閣総理大臣にあり	国会（衆）修正で、国会に移す。	改正なし	同上	
内部機構の管理権	四條	明文なし	上記管理権あり、国家行政組織法（昭23）の適用なし。	上記管理権を廃止し、国家行政組織法を適用	同上	
定員	四條と十三條	政令で定める。	人事院は、予算の範囲内で、必要な転員を任命	上記予算定員制を廃止し、行政機関転員定員法	同上	

a 事務（総）局の長の給与保障	十四條	なし	の応急予備金制度）を新設（事務）次官と同じ基礎に基く給与を受け、その総額はどの次官の給与総額よりも少くない。	改正なし	廃止
b 兼職禁止	十五條	人事委員会の官職以外の官職を兼ねてはならない。	他の官職を兼ねてはならない。	解除	同上
規則制定権	十六條	内閣総理大臣の承認を要件とする。	上記承認を要件とせず、またい	上記要件を復活	上記承認を要件とせず、制定ま

指令を発する権限	十六條	なし	つでも改廃できる。新設	改正なし	たは改廃できる。廃止（他の外局なみに）
准司法的権限	三條と九十二條	なし	不利益処分、懲戒処分の審査請求に対する判定その他の人事院の決定及び処分は人事院のみが最終的に審査する。	改正なし	同上
法令に関する意見申出権	二十三條	内閣総理大臣に対して行う	国会及び内閣に	内閣及び内閣を通じて	内閣に対しての、み行い、国会に

給与の報告・勧告権	二十八条二項	対し同時に行う。
俸給表改訂勧告の要件	二十八条二項	国会に対して行う。
給与準則改訂案の提出権	六十七条	内閣総理大臣に提出、会、提出。
公務員の福祉利益保護の責任	一条	明文なし

第二　一般職の職員の服務の規律について

労働三法の適用	附則十六条	適用あり　適用除外

団結権		警察・監獄等の職員にのみ否認（旧労組法四条一項）その他には認める。
団体交渉権	六十八条二項	警察・監獄等の職員にのみ否認（旧労調法三条）その他には認める。
争議権	以下同じ	警察・監獄等の職員にのみ否認（旧労調法三八条）その他には認める。

	改正なし
	同上

政治的行爲の制限	百二條	政府家が、原則として公選による公職への立候補を禁止していたのを、原則として立候補を認めることに国会（衆）修正	一切の公選による公職への立候補を禁止
私企業からの隔離	百三條 二項	退職後二年間は退職前二年間に職務上密接であつた営利企業を代表する地位に就くことを禁止	離職後二年間は離職前五年間に在職した国の機関と密接であつた営利企業の地位に就くこと又はその承諾を禁止

第三、特別職の範囲について

	二條	各省次官、現業庁・公団等の職員、顧問・参与・委員等の非常勤職員、単純労務者、国会職員裁判所調査官等を一般職に移す——詳細は参考資料No1十四ページ以下参照へ官	改正なし
			同上

原制の根本的改革のため、政治的任命を要する職以外にできるだけ広く本法を適用するのが好ましいから）なお引き続き、第四回国会の改正（参議院提案）で、連合国軍労務者と人事院が指定する公団の職員を特別職に	

参考（新聞掲載記事）

人事院廃止、あす閣議決定

国家公務員法改正要綱

勧告权有名無実

両社労組の反撃必至

読売　二九、三、四所載

政府は五日の閣議で人事院を廃止するための国家公務員法改正要綱を決め、来週中にその改正法案の閣議決定を行い、急ぎ国会に提出することになった。塚田行政管理庁長官は、かねてから臨時行政改革本部の試案に基き、人事院廃止を中心とする人事行政機構の刷新を検討中であったが、三日その成案につき緒方臨時行政改革本部長、大達同副本部長の了承を求め、その承認を得たので五日の閣議に提出することになったものである。この政府最終案によると行革本部試案に対し、国家人事委員の

身分などでは人事院側の希望を入れた半面、問題の給与勧告権には、さらに制限を加え、実際的には勧告権の有名無実化をはかつている。このため、さる十三国会で流産に終つた国家公務員法改正案の場合と同様、国会審議は波乱をよび左、右両派社会党の反撃とベースアップの手がかりを失うことを恐れる官公労を中心とする労組側の激しい反対運動が予想されている。

身分は従前通り

要綱

内容

一 人事院を廃止し、総理府の外局に国家人事委員会を設置する。委員は三名とし、身分は従来の人事官同様認証官とする。（試案は認証官とせず）さし当り人事官を委員とするが、それ以後の人事委員の資格制限は緩和する。また人事官に対する弾劾裁判規定、および就任後の最高裁長官に対する宣誓などの規定は廃止する。その他の人事官規定は委員に準用する。

一 人事院に従来認められていた二重予算権、応急予備金、法律顧問の制度は廃止する。

一 有政組織法、官員法を新たに適用し、独立機関でなくする。

一 国家人事委員会は人事院規則と同様に国家人事委員会規則を首相の承認を経ずして（試案は承認を必要とする）発し、また改廃できる。ただし人事院指令は廃止し、従来の指令のうち必要なものは規則にくみ入れるものとする。

一 人事院は従来「公務員の給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認めた場合、国会および内閣に勧告をしなければならない」ことになつていた。これを人事委員会は単に給与勧告を必要と認めた場合のみ（試案は「いちじるしく増減する必」）内閣に対して行い、内閣はこれを国会に報告することにする。また法令の制定改廃についての国会、および内閣に対する意見申し出は、内閣のみに限定する。

一 従来転員の採用、または昇任はすべて條件付で、一定期間勤務成績が良好であつた場合正式となることになつていた。これを昇任の際には適用しないこととする。

一 人事院の恩給事務は恩給局に移管する。

一 転階制、任用、試験、勤務評定などの諸制度は一応現行通り国家人事委員会が管理するものとするが、これら各事務に対する根本的再検討は近く内閣に設置される公務員制度調査会が担当することにする。（注 ――の部分は法案に明文化されなかつた）

規則制定权従来通り

来週中に
国会提案

人事院の改組要綱

政府は五日の閣議で行政機構改革の一環としての人事院の改組要綱を決定、来週には法文化して国会に提出する予定である。同要綱はさきに臨時行政改革本部で決定した方針に基いて、さらに人事院が各方面と折衝した結果出来上つたもので改正の要点は次の通りである。

一、人事院を廃止して総理府の外局に国家人事委員会を設け人事院の事務を引継ぐ。ただし人事院に認められていた占領政策に基く「温度の独立性」は認めないこととし、二重予算権、内部組織の管理権は廃止し、国家行政組織法、同定員法を適用する。

二、国家人事委員会は人事院の勧告権、意見の申出の権利を引継ぐが、これらの権利は今後は内閣に対してのみ行うものとし、国会に対しては内閣が報告する。なお給与ベースの勧告については同委員会が必要と認めた時に行うものとし、これまでのように物価が五%程度変動しても直ちに勧告を出すことをやめる。

三、規則制定権は従来通りとし、内閣の承認を必要としないものとする。

四、なお人事委員会の委員は三名とし認証官とする。また内部組織は総務、任用、給与、公平、能率の五部とする。

（註 朝日 二九、三、五所載）

(II) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案

(a) 提案理由説明（加藤国務大臣）

たゞ今議題となりました国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員は、公共企業体等労働関係法の適用をうけておりまして、給与、その他労働条件は団体交渉によることとなっているのでありますが、管理又は監督の地位にある者若しくは機密の事務を取扱う者は、同法による団結権が認められておらず、その給与等は、一般職の職員の給与に関する法律その他一般職の国家公務員と同一の法令の適用をうけております。従って、企業の内部におきましては、職員の給与その他に不権衡を生じ、また、この給与等に関する事務が複雑となっている現状にかんがみまして、この際職員の給与の調整、事務の簡素化等をはかるために、これらの企業に勤務する職員の給与等について、国家公務員法の特例を定めることといたしまして、この法律案を提出いたした次第であ

ります。

次にこの法律案の要点といたしましては、

第一に、この法律の適用の範囲を、公共企業体等労働関係法に規定する郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員で、政令で定める官職にあるものを除いた外の全部といたしております。

第二に、この法律の適用ある職員の給与につきましては、現在各企業ごとにそれぞれの特別会計法で定められているのと同様の規定すなわち給与の根本原則、給与準則及び給与総額に関する規定を設けることといたしております。

第三に、勤務時間等につきましては、主務大臣又は政令によりその委任を受けた者が、勤務時間、休憩、休日及び休暇について一般職の公務員の勤務条件その他の事情を考慮した規程を定めることといたしております。

なお、以上のほか給与等について規定する関係法律のうち、その適用を排除すべきものを定めるとともに、公共企業体等労働関係法、各企業の特別会計法及び一般職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加えることといたしております。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成下さるようお願いいたします。

(6)

法律案要綱

一、趣旨

この法律は、国の企営する企業に勤務する職員の給与等に関する関係法令を整備して、それぞれの企業における職員の給与等の調整をはかるものとする。

二、適用範囲

公共企業体等労働関係法に規定する郵政、国有林野、印刷、造幣、アルコール専売の五企業に勤務する職員（政令で定める管理又は監督の地位にある職員を除く）とする。

三、給与に関する事項

(一) 給与の根本原則

1、給与は、職員の職務の内容と責任に応じ、且つ職員が発揮した能率が考慮されるものとすること

2、給与は、一般職の給与法の適用を受ける公務員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めるものとすること。

(二) 給与準則

給与準則は、主務大臣又は政令によりその委任を受けた者が定めるものとすること。

(三) 給与総額

1、常時勤務する職員に支給される給与総額は、予算で決められた給与の額をこえないものとすること。

2、職員の能率向上により予定より収入増加又は経費節減が行われた場合には、その額の一部を特別の給与として支給することができるものとすること

四、勤務時間等に関する事項

主務大臣又は政令によりその委任を受けた者は、勤務時間、休憩、休日及び休暇について一般職の公務員の勤務条件その他の事情を考慮した規律を定めるものとすること。

五、関係法令の適用排除及び改正

前各項の規定の適用により給与等について規定する関係法律のうち適用を排除すべきものを定めるとともに、公労法、各企業特別会計法及び一般職の給与法等につき所要の改正を加える。

六、法律施行日

法律公布の日とする。

(C)

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法

(この法律の趣旨)

第一条　この法律は、国の経営する企業に勤務する職員の職務と責任の特殊性に基き、その給与等に関し国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条　この法律において「国の経営する企業」とは、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第二号に規定する国の経営する企業をいう。

2　この法律において「職員」とは、国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員(営運又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。)をいう。

（給与の根本原則）

第三条　職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

２　職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

（給与準則）

第四条　国の至営する企業の主務大臣（以下「主務大臣」という。）又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、その企業に勤務する職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。

（給与総額）

第五条　職員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）に係る給与準則については、その給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。但し、職員の能率の向上により収入が予定より増加し、又は至費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は至費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

（勤務時間等）

第六条　主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、その企業に勤務する職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定めなければならない。

２　前項の規程は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（他の法律の適用除外等）

第七条　左に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

一、国家公務員法第十八条、第二十八条第一項後段、第二項及び第三項、第二十九条から第三十二条まで、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

二　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

三　一般職の職員の給与に関する法律の規定

四、国家公務員の配置制に関する法律（昭和二十五年法律才百八十号）の規定

五　国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律才二百六十六号）の規定

2　才四条に規定する給与準則は、国家公務員法才八十条才四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

2、公共企業体等労働関係法の一部を次のように改正する。

才四十条才一項才一号を次のように改め、同条同項才三号から才六号までを削る。

一、国家公務員法才三条才三項から才五項まで、才十七条、才十九条、才二十条、才二十二条才二十三条、才七十一条、才七十三条、才七十七条、才八十四条才二項、才八十六条から才八十八条まで、才九十六条才二項、才九十八条（才一項及び才四項を除く。）、才百条才四項、才百一条才三項及び附則才十六条の規定

3　印刷局特別会計法（昭和二十二年法律才三十六号）の一部を次のように改正する。

才十四条の二を削る。

4　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律才三十八号）の一部を次のように改正する。

才十七条の二を削る。

5、アルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律才三十九号）の一部を次のように改正する。

才十五条の二を削る。

6　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律才百九号）の一部を次のように改正する。

才四十一条の二を削る。

7、造幣局特別会計法（昭和二十五年法律才六十三号）の一部を次のように改正する。

才三十六条の二を削る。

8、一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

才六条才二項中「企業官庁職員級別俸給表（別表才五）」を削り、同条中才五項を削り、才

六項を第五項とし、同法別表第五を次のように改める。

別表第五　削除

9　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第六条第六項第三号」を「第六条第五項第三号」に改める。

理　由

国の経営する企業に勤務する職員のうち、公共企業体等労働関係法により団結権を認められている者とその他の者との給与の調整をはかる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(d02)　衆議員人事委員会における修正案（五月十二日委員会可決　五月十八日本会議可決）

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案に対する修正案

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の一部を次のように修正する。

第七条第一項第一号中「第二十八条第一項後段、第二項及び第三項」を「第二十八条（第一項前段を除く。）」に、「並びに」を「及び」に改める。

(e)　衆議院人事委員における附帯決議（五月十二日委員会　令　十八日本会議　可決）

「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案」に関する附帯決議事項

第四条による給与準則並びに第六条による勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する規定は、公共企業体等労働関係法第八条第二項に定める団体交渉に制約を加えるものでない。

(f)　審　査　報　告

一、委員会の決定理由

本法律案は、郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員のうち、公共企業体労働関係法により団結権を認められている者とその他の者との給与の調整をはかるため、政令で定める管理又は監督の地位にある者を除く職員に関して、給与の根本原則、給与準則及び給与総額に関する規定を設けるとともに、勤務時間等についても実情に則した方法を講じようとする等のものであって、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

国の経営する企業に勤務する職員間における給与の不均衡を是正することができる。

三、費　用

本法施行のために要する費用は、本年度予算の範囲内で賄い得る。

参考資料

(1) 五現庁における給与の不均衡の概況

五現庁夫々の内部における公労法適用職員と同法非適用職員との間の給与の不均衡は、五現庁夫々の特殊事情により必ずしも、さを一にしないが既略は次の通りである。

一、郵政事業

昨年実施した日本電信電話公社との給与のアンバランス是正が公労法適用職員だけに行われたので、俸給表において約一、六号俸の不均衡があり、かつ業績手当については公労法非適用職員には支給の道がない。

二、林野事業

昨年実施した俸給の頭打是正および北海道在勤職員の調整号俸ならびに業績手当については、公労法非適用職員には実施できないために不均衡がある。

三、印刷事業

業績手当について公労法非適用職員には支給の道がない。

四、造幣事業

印刷事業に略々同じ、なお僻島在勤者には地域給に不均衡がある。

五、アルコール専売事業

昨年度実施した俸給表の頭打是非にともない若干の不均衡があり、かつ業績手当についても公労法非適用職員には支給の道がない。

(2) 五現庁別公労法適用職員及び非適用職員級別人員数（昭和29年1月現在）

五現庁別	職員の区分＼職務級	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計	備考
郵政事業	公労法適用職員				12	43	223	3071	23519	29324	50748	59524	51762	11487	524		230237	
	非適用職員	1	9	58	329	1835	9304	7987	2200	151	45	20	2				21941	
林野事業	公労法適用職員					5	80	856	1198	2785	4216	6709	3026	678	126	32	19710	
	非適用職員		2	14	88	230	521	307	135	13							1400	
印刷事業	公労法適用職員						2	37	308	1226	2299	2032	1573	442			7919	
	非適用職員	1		4	13	28	51	51	37	17							202	
造幣事業	公労法適用職員						8	35	138	336	446	322	263	158	42		1748	
	非適用職員	1		6	8	11	18	12	21	3	4						84	
専売事業アルコール	公労法適用職員						9	55	85	237	498	410	176	34	2		1566	
	非適用職員				6	19	27	22	20	15	6	1					116	

(註) 一般俸給表以外の俸給表の職務の級は、これに対応する一般俸給表の職務の級に換算し計上した。

(3) 公労法適用職員の俸給表の比較（郵政省）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
一級	1	2	3	4	5	6		
二級	3	4	5	6	7	8	9	10
三級	7	8	9	10	11	12	13	14
四級	11	12	13	14	15	16	17	18
五級	15	16	17	18	19	20	21	22
六級	19	20	21	22	23	24	25	26
七級	23	24	25	26	27	28	29	30
八級	30	31	32	33	34	35	36	37
九級	36	37	38	39	40	41	42	43
十級	41	42	43	44	45	46	47	48
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240

（企業官庁直轄職員級別俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
一級	1	2	3	4	5	6		
二級	3	4	5	6	7	8	9	10
三級	7	8	9	10	11	12	13	14
四級	11	12	13	14	15	16	17	18
五級	15	16	17	18	19	20	21	22
六級	19	20	21	22	23	24	25	26
七級	23	24	25	26	27	28	29	30
八級	30	31	32	33	34	35	36	37
九級	36	37	38	39	40	41	42	43
十級	41	42	43	44	45	46	47	48
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240

（公共企業体等労働関係法適用職員級別俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（一般職員級別俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（公労俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（公労法適用職員級別俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（公労法適用職員俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（一般職員俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（公労俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
十四級	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
十五級	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
十六級	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
十七級	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
十八級	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
十九級	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114
二十級	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
二十一級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
二十二級	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138
二十三級	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
二十四級	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
二十五級	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162
二十六級	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170
二十七級	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178
二十八級	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186
二十九級	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194
三十級	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202
三十一級	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
三十二級	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218
三十三級	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226
三十四級	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234
三十五級	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242

（公労法適用職員級別俸給表）

職務の級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
一級	1	2	3	4	5	6				
二級	3	4	5	6	7	8	9	10		
三級	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
四級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
五級	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
六級	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
七級	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
八級	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
九級	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
十級	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
十一級	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
十二級	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
十三級	60	61	62	63	64	65

(4)公労法適用職員と同法適用外職員との本俸比較表（郵政省）

職務の級 一般	職務の級 公労法	通し号俸	公労法適用職員の俸給額①	同法適用外職員の俸給額②	差額 ①－②	備考
一級		1	5.200	4.900	300	
		2	5.300	5.000	300	
二級	公一級	3	5.400	5.100	300	
		4	5.500	5.200	300	
		5	5.600	5.300	300	
		6	5.700	5.400	300	
三級	公二級	7	5.800	5.500	300	
		8	5.950	5.600	350	
		9	6.100	5.700	400	
	公三級	10	6.250	5.800	450	
四級		11	6.400	5.900	500	
		12	6.600	6.050	550	
		13	6.800	6.200	600	
五級		14	7.000	6.400	600	
	公四級	15	7.300	6.600	700	
		16	7.600	6.900	700	
		17	7.900	7.200	700	
		18	8.200	7.500	700	
		19	8.500	7.800	700	
		20	8.800	8.100	700	
		21	9.100	8.400	700	
六級	公五級	22	9.400	8.700	700	
		23	9.700	9.000	700	
		24	10.100	9.300	800	
		25	10.500	9.600	900	
		26	10.700	10.000	900	
		27	11.300	10.400	900	
七級		28	11.750	10.800	950	
		29	12.200	11.200	1.000	
		30	12.650	11.600	1.050	
		31	13.100	12.100	1.000	
	公六級	32	13.600	12.600	1.000	
八級	公七級	33	14.100	13.100	1.000	
		34	14.600	13.600	1.000	
		35	15.100	14.100	1.000	
		36	15.600	14.600	1.000	
九級		37	16.100	15.100	1.000	
	公八級	38	16.800	15.600	1.200	
		39	17.500	16.300	1.200	
		40	18.200	17.000	1.200	
		41	18.700	17.760	1.200	
		42	19.600	18.400	1.200	
		43	20.300	19.100	1.200	
一〇級	公九級	44	21.000	19.800	1.200	
		45	21.700	20.500	1.200	
		46	22.500	21.200	1.300	
		47	23.300	22.000	1.300	
		48	24.100	22.800	1.300	
		49	25.000	23.600	1.400	
一一級		50	25.900	24.400	1.500	
	公一〇級	51	26.800	25.300	1.500	
		52	27.700	26.200	1.500	
		53	28.800	27.300	1.500	
		54	29.900	28.400	1.500	
	公一一級	55	31.000	29.500	1.500	
一二級		56	32.100	30.600	1.500	
		57	33.200	31.700	1.500	
		58	34.600	32.800	1.800	
		59	36.000	33.900	2.100	
		60	37.400	35.300	2.100	
一三級		61	38.900	36.700	2.200	
		62	40.400	38.100	2.300	

(5) イ) 公労法非適用職員級別人員数

（郵政省）（昭和29年1月現在）

種類＼職務級	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	計
一般俸給表	1	9	58	329	1835	476	190	77	48	40	20	2	3.085

種類＼職務級	9	8	7	6	5	計
企業俸給表	8.828	7797	2123	103	5	18.856

ロ) 公労法非適用職員級別人員表

（林野庁）（昭、29、1、1現在）

種類＼職務級	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	計
一般俸給表	2	14	88	230	127	57	34	4			556

種類＼職務級	9	8	7	6	5	計
企業俸給表	394	340	101	9		844

(6) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の問題点

一 取争項

(1) 給与のアンバランスの生じた理由及び実態

(2) 是正措置の具体案及び予算措置

(3) 各企業毎の給与のアンバランスに対する措置

(4) 現業官庁職員と一般公務員の間に差異をつけうる理由（団交权）（給与差）

(5) 公務員に団交权を認める事の可否

第二條（定義）

(1) 適用を政令委任する事の可否

(2) 政令の具体案（課長以上を非適用とする理由）

(3) 公労法の非適用者であつて、この法の適用を受ける職員については、給与の基準は何によつて定められるのか。

(4) これらの職員について、公労法の適用者とする事の可否

第三條（給与の根本基準）

(1) 国家公務員法の根本原則として定められた規定を、（第六十二条、給与の根本基準）、特に今回の改正で特例法に持ち出して来た理由

（従来は公労法適用の場合も、公務員法第六十二条の規定はそのまま適用されている。）

(2) 「職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。」との規定を特に加えた理由。

団交権に対策を加えることになりないか。

（日本電信電話公社法との関連）

※ 任外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（二七、四、一法第九三号）

第四条（給与準則）

(1) この規定を設ける必要があるか。

（第十五国会、参、大蔵委会議録十五号参照）

(2) 特例法に規定することの可否

(3) 給与準則の意味及び内容

第五条（給与総額）

(1) 特例法に規定する事の可否

(2) 他々公社法但書との関係

第六条（勤務時間等）

(1) 団交の対象たるべきもの（公労法適用者の場合）に亘、この規定がかぶさる事の可否

○造幣局等特別会計法の改正経過

(1) 第十五国会

「造幣局特別会計法等の一部を改正する法律」（二七、一二、二六法第三三五号）

「給与準則並びに給与総額制限」規定を加えた。

昭和二十八年三月一日より施行

(2) 第十六国会

「印刷局特別会計法等の一部を改正する法律」（二八、八、一法第一二三号）

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した

場合において、その収入の増加額又は至費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。昭和二十八年八月一日より施行。

石の但書を加えた。

各公社法等の改正経過

(1) 第六国会

「日本国有鉄道法の一部を改正する法律」（二四、一二、一四法第二六二号）

「日本専売公社法の一部を改正する法律」（二四、一二、八法第二四五号）

「給与準則及び給与総額制限」規定を加えた。（国鉄法第四四条、専売公社法第四三条の二

十一）

(2) 第十三国会

「日本電信電話公社法」（二七、七、三一法第二五〇号）

「給与」へ第三十条」及び「給与準則」へ第七十二条」を定めた。

(3) 第十六国会

「日本国有鉄道法の一部を改正する法律」（二八、八、一法第一四八号）

「日本専売公社法の一部を改正する法律」（二八、八、一法第一三二号）

「給与準則」の規定に「但書」を加えた。

（参照）

第十五国会参議院大蔵委員会会議録　十五号

委員長（中川以良君）それでは、次に造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。

堀木鎌三君。この法律を出さなかった場合にはどうなりますか。

政府委員（石石正雄君）大蔵省主計局法規課長

これらの五会計に属する国家公務員につきましては、給与に関する何の法律も規定も存在

しないということになります。従いまして、造幣局特別会計に従属しておる職員の管理者たる人が

給与を支給するについて、何らかの法律的な根拠を必要とするであろうという意味からこのような

準則を定めなければならないという規定を設けようとしておるわけであります。

堀木鎌三君　給与準則そのものは、本来団体交渉の対象になるものである。そうすれば、それを団体交渉で管理者と組合との間にきめればいいものであるか。

政府委員（白石正雄君）公共企業体等労働関係法によれば、給与の内容については団体交渉その他国法の定める手続によつて定まるということになると考えます。併し定まりましたその実体的な内容、給与の実体的な内容は――――これを国家公務員に対して支給するにつきましては、政府内部の手続的な規定がやはり必要ではないか、そういう意味におきまして、手続的な規定を特別会計の方に設けようとしておるわけでございます。

堀木鎌三君　そういう特別手続的なものであるならば、何も法律による授权がなくたつて一向差支えない。こういうふうに考えられますが、どうですか。

政府委員（白石正雄君）何らの法律の規定もないということは、やはり規定として不備ではなかろうか。従いまして法律においてその手続をこういうことによつてやるのだというふうに規定いたしまして、やはり整備する必要があるというように考えるわけであります。

堀木鎌三君　不備なと云われるが、本来こういうものが団体交渉に委ねられている以上は、それによつて変つて行くので、準則というものがそれによつて常に変つて行く本質的なものだというふうに考えられるのです。沿革的に見ても、最初の日本国有鉄道が公共企業体になりましたときの日本国有鉄道法、それから日本専売公社法というものの初めにはそういう規定がなかつた筈だと思います。

政府委員（白石正雄君）公共企業体法の沿革的な点を一寸私承知しておりませんですが。――――日本国有鉄道法につきましては、昭和二十四年の四月一日から施行になつておるのでありますが、その当時においては御説の通り只今提案いたしておりますような規定は存在しなかつたのであります。同年の十二月八日に同様の規程が挿入になつております。

（参照）

日本国有鉄道法（昭和二十三年十二月二十日 法律第二百五十六号）

（給与）

第二十八条　職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

2　職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の条件を考慮して定めなければならない。

（給与準則）

第四十四条　日本国有鉄道は、その役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

2　前項後段の規定は、能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するときは、適用しない。

日本電信電話公社法

（昭和二十七年七月三十一日　法律第二百五十号）

（給　与）

第三十号　職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2　前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

（給与準則）

第七十二条　公社は、その役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給与の総額をこえるものであつてはならない。但し、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずるため特に必要があつて、郵政大臣の認可を受け、国会の議決を経た金額の範囲内で、臨時に給与を支給する場合については、この限りでない。

(III) 昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案

(a)

提案理由説明（参議院議員　千葉　信君）

ただいま議題となりました昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

現在、一般職の職員の給与に関する法律等に基く国家公務員の給与の実態は昨年七月の人事院勧告に基く給与水準を下廻るものであり、又その改訂された時期も予算上の理由等により人事院勧告の基準となつている時期から、いちじるしく遅延した経緯もあり、この間のしわよせが公務員の家計に与えた影響も少からざるものが認められるのであります。

御承知のように国家公務員の期末手当の制度は一般職の職員の給与に関する法律等によりまして六月及び十二月にそれぞれ給与月額の百分の五十及び百分の七十五を支給することになつておりますが、本法律案は前述の事情等にかんがみ当面の臨時措置として本年六月に限り期末手当の増額支

給をはかろうと云う趣旨にもとずくものであります。

その内容といたしましては、本年六月の期末手当については、在職期間が六月の場合の支給割合を百分の七十五に増加し、その他の在職期間の場合もそれぞれこの増加率に準じて改めようとするものであります。

何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

(8)

昭和二十九年六月の期末手当の臨時措置法案、

昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十一条の二、裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第九条、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第二条若しくは第十条、原安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二又は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により昭和二十九年六月十五日に支給されるべき期末手当については、その額の計算の基礎となるべき給与の月額の合計額に乗ずべき割合は、これらの規定にかかわらず、左の各号に掲げる割合とする。

一　在職期間が六月の場合　百分の七十五

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の四十五

三　在職期間が三月未満の場合　百分の二十二・五

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

国家公務員の家計の現状にかんがみ、昭和二十九年六月に支給されるべき期末手当を増額して支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(C)　期末手当の増額に関する決議案

昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の増額支給について、参議院議員千葉信君外六十七名の発議により、当面の臨時措置たる「昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案」が国会に提出された。

然し、司法案審議過程に於て、可決するに各種困難なる情勢が生じ、委員会において、次の如き全会一致による決議案が可決された。

期末手当の増額に関する決議

現行の公務員給与の状況にかんがみ政府においては、本年六月の期末手当の支給に際して適当な措置を講ぜられたい。

右決議する。

昭和二十九年五月二十八日

参議院人事委員会

(IV)　日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

(イ)　提案理由説明（参議院議員　千葉　信君）

ただいま議題となりました「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年四月、「日本国との平和条約」の効力の発生に伴い、連合国軍労務者の身分が切替えられて、特別職の国家公務員から外され、その後は、日米安全保障条約に基く駐留軍のための労務者は、国によって間接雇用され、英連邦軍のための労務者は軍に直接雇用されて現在にいたっております。今回、国連軍協定及び日米相互防衛援助協定の締結、並びに調達庁設置法等の一部改正により、国連軍及び軍事援助顧問団のための労務者も、従来の米駐留軍のための労務者と同じく、国によって

間接雇用され、その給与その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の勤務条件を考慮して調達庁長官が定め、その労務費は軍が負担することになったのであります。

ところで、常にこれらの労務者の給与等を定める基準とされている国家公務員につきましては、昭和二十六年以降、行政機構の改革に関連し、又は予算実行上の要請による整理退職の場合は、従来の八割増の退職手当を支給する特例が設けられ、昭和二十八年八月以降は、国鉄等三公社における業務量の減少その他経営上やむを得ない事由による退職の場合もふくめて、整理退職手当は、右の支給率が恒久化されており、また昨年の秋以来、特別待命、ついで臨時待命の制度が考慮されて居りますが、他方、駐留軍等の労務者は、終戦以来、言語、風俗、慣習を異にする外国軍隊に使用され、しばしば軍の都合により解雇を受ける等、身分の不安定な労働環境のもとに、国に課せられた労務提供の責務を果すため、協力して居り、特に遠からず駐留軍等の配備の変更又は撤退その他、国の内外の客観情勢に基き、大巾の人員整理を余儀なくされる運命にあるのであります。従いまして、この際、駐留軍等労務者が、人員整理等自己の責に帰すべき事由以外の事由により、その意に反して退職する場合は、国家公務員等の整理退職の場合との均衡上、少くとも現行の退職手当支給率の八割増の退職手当を保

障し、もってこれらの者の身分の不安定を多少とも救済しようとするのが、この法律案を提出いたした理由でございます。なにとぞ御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

(b) 法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、自己の責に帰すべき事由以外の事由によりその意に反して退職した駐留軍等労務者に対して支給すべき退職手当の額は、「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とア

メリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律」（昭和二十九年法律第　　号）の施行の日の前日における退職手当に関する定に従った場合において当該労務者に対して支給すべき額に、その百分の八十に相当する額を加えて得た額を下ることが出来ない。

附則第二項中「駐留軍労務者」を「条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で国が雇用するもの（以下「駐留軍労務者」という。）」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　自己の責に帰すべき事由以外の事由により、その意に反して退職した駐留軍労務者に対して支給すべき退職手当の額は、調達庁長官が第九条第二項の規定により定める日までの間は、同項及び前項の規定にかかわらず、その百分の八十に相当する額を加えて得た額とする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

参考資料（1）

極東軍司令官殿

駐留軍労務者ニ対スル退職手当ノ増額ニツイテ

昭和二十九年九月二十八日付貴簡ヲ参照セラレタイ。

同書簡ニヨレバ、九月十六日付小官書簡ハ、八月十六日貴簡ノ結論――人員整理ノ場合ニ、国家公務員並ビニ基本契約労務者ニ支給サレル総給付ヲ比較スルナラバ、基本契約労務者ニ支給サレル給与ノ

理　由

駐留軍等労務者の退職手当の額が低いので、これを増額する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調達庁長官

方ガ、国家公務員ニ支給サレル給与ヨリモ相当高イ水準ニアルコトガ判ラカニナルダロウトノ――ニツイテ、何等論及サレテイナイコトデアリマスガ、小官ト致シマシテハ、審議ノ内容ヲ充分検討シタ結果、貴官ガ退職時ニオケル総給付中ニ包含セシムベキデアルトサレテイル失業保険給付並ニ解雇予告手当ヲ総給付中ニ包含セシメ比較スルコトハ、日本ノ法律、慣習ニ照ラシ適当デナイノデ、両者ノ退職手当ダケニ限定シテ問題ヲ論ズベキデアルコトヲ述ベ貴官ノ主張サレルヨウニ、国家公務員ト甚本契約労務者ノ退職手当ヲ比較スルニ当ッテ、単ニ両者ガ受ケル名目的退職手当ダケデナク、両者ガ退職時ニウケル総給付ヲ比較スベキデアルトノ主張ハ、充分尊重スベキ意見デアリ、日本ノ国家公務員等退職手当暫定措置法第一条モ将来ハ退職手当ノ外ニ恩給ヤ共済組合給付ソノ他ノ退職時給付ヲモ含メタ恒久的、総合的退職給付制度ノ実現ヲ期待スル旨明言シテオリマス。シカシナガラコノコトハ、失業保険給付ヤ解雇予告手当ヲ退職時ノ総給付中ニ包含サセルコトノ可否トハ別個ノ問題デアリマス。

九月十六日付小官書簡ニ対スル回答トシテ、九月ニ十八日付貴簡ハ失業保険給付、解雇予告手当並ニ給与差ニツイテ更ニ詳シク意見ヲ述ベテオラレマスガ、小生ノ意見ニツイテハ若干ノ誤解モアルヨウニ見受ケラレマス。コレラノ誤解ヲ解クト共ニ九月二十八日付貴簡デ論及サレテイル問題ニツイテ、

小官ノ意見ヲ述ベタイト存ジマス。

先ヅ第一ニ失業保険給付ノ問題ニツイテデアリマスガ、小官ガ九月十六日付書簡ニオイテ、失業保険給付ハ退職後、失業中ノ生活ヲ保障スルタメノ制度デアルニ対シ、退職手当ハ、被用者ノ在職中ノ勤務ニ対スル報酬タル性格ヲ多分ニモッテイルト申シタノハ、退職手当ガ、退職後ノ生活維持ニ役立ツコトヲ決シテ否定スルモノデハナク、(イヤシクモ金銭的給付デアル限リ、ドノ様ナ目的デ支給サレヨウト、生活維持ニ役立ツ筈デアルカラ)小官ノ謂ウンヌン原因ヲ異ニシ、失業保険ハ失業期間中ノ生活ヲ保障シテ労働ガヲ維持スルコトヲ目的トシ、退職手当ハ在職中ノ勤務ニ対スル報酬トシテノ性格ヲ濃グモッテオリ、退職ナル事実ガ生ズレバ、コレニ伴ッテ生ズル権利デアルガ、失業保険給付ハ、退職後失業シ、公共職業安定所ニ求職ノ申込ヲシタ場合ニオイテノミ(失業保険法第十六条)支給セラレルノデアッテ、単ニ退職ナル事実ニヨッテハ保険金ヲ受給スル権利ハ発生シナイ。従ッテ、コノ両者ヲ退職時ノ給付トシテ同一ニ取扱ウノハ適当デナイトイウコトデシタ。事実ニ徴スルモ日本ニオイテ、コレラ両者ハ全ク異ッタ観念ノ下ニ取扱ワレ発達シテキタノデアリマス。退職手当制度ハ、古クカラ日本ノ官民間ニ採用サレテオリマスガ、コノ制度ガ

日本ニオイテ、特ニ発達致シマシタノハ、恐ラクハ低賃金ノ結果デアリマショウ。即チ、日本ニオイテデハ、アメリカト異リ、在職中ニウケル給与ハ低ク、日常ノ最低生活ヲマカナウニヨウヤクデアリ在職中ニオイテ退職後ノ生活ヲ維持スルニ必要ナ蓄エヲスル余裕ガ殆ンドナイノデ、退職後ノ生活ヲ保証シテ、職務ニ専念サセルタメノ制度トシテ広ク行ワレルコトニナッタモノデアルト考エラレマス

コノ職務ニ専念サセルタメノ制度トイウ考エ方ハ、前述ノヨウニ勤務ニ対スル報酬トイウ概念ヲ生ジタモノデアリマス。我々ノイウ勤務ニ対スル報酬トイウ言葉モ以上ノヨウナ歴史的背景ノモトニ理解スル必要ガアルト思ワレマス。民間労務者ニ対シテハ、終戦後、失業保険法ガ適用セラレルコトトナリマシタガ、退職手当ト失業保険ハ全ク別個ノ観念デ取扱ワレ、従来カラ支給セラレテオル退職手当ハ失業保険法ノ実施ニヨリ毫末ノ影響ヲウケテイナイノデアリマス。

九月二十八日付覚書ハ、退職手当ト失業保険給付ガ引続キテオリマスガ、同条ヲ引用シテ同一性格ヲ断定スルコトハ無理デアルヨウニ思ワレマス。モシ失業保険給付ト退職手当トガ同一性格ノモノデアリ、後者ガ前者ニ代用シウルモノデアルナラバ失業保険法第七条ノ趣旨ハ、民間企業ニツイテモ適用セラレテ民間企業労務者ノ退職時ニ受ケル退職

給付等ノ内容ガ、コノ法律ニ規定スル保険給付ノ内容ヲ超エルモノト認メラレル場合ハ、コレヲ失業保険ノ被保険者トシナイ旨ノ規定ガアッテシカルベキモノト思ワレルカラデアリマス。シカシ乍ラコノヨウナ規定ハナク失業保険法第七条ニ規定セラレテイル以外ノ者ニ対シテハ、従来ドオリ、退職手当ガ支給セラレ、且ツ失業保険法ノ適用ヲモ受ケルコトニナッテオリマス。失業保険法第七条カラ退職手当ト失業保険給付ガ同一性質ノモノデアルト結論ヲ導キタクスコトハ妥当デナク同条ハムシロ本来ナラバ、公務員等ニモ失業保険法ノ適用ガアルノデアルガ、次ニ述ベル様ナ特別ノ理由ニヨリ、公務員等ニ対スル同法ノ適用ヲ排除シタモノデアルト解スベキデアリマス。ソノ理由トハ、失業保険ニ要スル経費ハ政府、事業主、被用者ノ三者ニヨリ負担サレルモノデアリ、政府ハ、ソノ三分ノ一ヲ負担スルコトニナッテイルガ、国家公務員ニ失業保険ヲ適用スル場合ニハ、事業主トシテノ保険料モ国庫ガ負担スルコトトナル。他方国家公務員等ニ対シテハ、退職手当、恩給等ノ制度ガアリ、コレラモ、国庫ノ負担デアルノデ、国民ニ二重ノ負担ヲ課スル結果トナルコト、並ニ国家公務員ハ比較的地位ガ安定シテイテ、(国家公務員法第七十五条ニヨル身分保障)失業ノ危険ニサラサレルヨウナコトガ比較的少ナイコト等デアリマス。国家公務員ノ地位ガ比較的安定シテイルコトニツイテ、一言致シマスナラバ、国家公務員ニ対シマシテモ所謂行政整理

ガゴザイマスグ、コノ整理ハ法律ニヨリ、国会ノ承認ノ下ニナサレルノデアリマシテ、行政府ノ方
的恣意ニヨリナサレルモノデハアリマセン。終戦後三回ニ亘ル大整理ガゴザイマシタガ、コノ様ナ大
整理ノ場合ニオイテスラ、ソノ整理率ハ、基本契約労務者ニ比シ、遥カニ低ク、且ツ整理ノ方法モ
業ナル事態ヲ生ゼシメナイ様ナ方法デサレテオリマス。(参照別添ノ)

即チ、整理ニ際シテハ、恩給年限ニ達シテイルモノ、家計ノ担当者デナイモノ、民間会社等ニ就職
ノ内定シテイルモノ、ソノ他退職セシメテモ生活維持ニ支障ノナイモノヲ先ツ整理シ、ナオ上述ノ方
法ニヨッテモ所要ノ被整理人員ヲ充足スルコトガデキナイデ、ソノ他ノ者ヲ整理スルヨウナ場合ニハ、
コレラノ被整理者ニツイテハ民間会社ニ就職ヲ斡旋、依頼シ、殆ンド失業ナル状態ヲ生ゼシメナイヨ
ウニシテイルノガ現状デアリマス。要スルニ、私ノ謂ワントスルトコロハ、退職手当ハ、勤務ニ対ス
ル報酬トイウ面ヲヨリ強クモッテオリ、沿革的ニモ、ソノヨウナ制度トシテ発達シタモノデアリ、又
失業保険ハ、政府ガ管掌シ、ソノ経費ハ、政府、事業主、被用者ノ三者ガ分担スル社会保障制度ノ一
環トイウ性格ヲ有スルニ反シ、退職手当ハ、事業主ノ一方的負担デアリ、退職手当ノ額等モ、企業付
部ノ事情ニヨリ左右セラレ、社会保障制度トシテデハナク、企業内部ノ問題トシテ処理セラレテイル

ノデアリマス。(恰カモ賃銀ヤ手当等ガソウデアルヨウニ)コレラノ点ニツイテハ、学説等ニオイテモ殆
ンド異論ヲ見ナイトコロデアルコトヲ附言致シタイ。

以上ガ貴官ガ九月十六日付小官文書ニオケル第一ノ前提トシテ論ゼラレテイルコトニツイテノ説明デ
アリマスガ、コノ第一前提ニ退職手当ト失業保険給付トハ、別個ノ観念デアル。カラ第二ノ前提ニ失
業保険ハ、退職時ノ給付中ニ包含セシムベキデハナイ」ガ必然的ニデテクルノデアリマシテ、賃金
面ノ指摘セラレテイル様ニ負担区分ガ米国ノ制度ト異リ、政府、事業主、被用者ノ三者ニヨリ分担セ
ラレルコトヲ主タル理由トスルモノデハナイ。失業保険料ノ負担方法ガ、米国ノ制度ト異ナルコトヲ
示シタノハ、日本ニオイテハ、失業保険制度ハ、失業保険料モ企業者ニノミ負担サセルノデハナク、
労働者モ(保険料ヲ納付シ、国モ保険給付ニ要スル経費ヲ分担スルノミナラズ、失業保険ハ、政府
ガコレヲ管掌シテ完全ナル社会保障制度トシテノ性格ヲモチ、コレニ反シ退職手当ハ政府ノ介入スル
トコロニ非ズシテ、企業内部ノ問題トシテ処理セラルベキトコロニ特質ガアルコトヲ示スコトヲ主タ
ル目的トスルモノデアッタコトヲ御了知願イタイ。従ッテ、貴官ガ失業保険ナラビニ退職手当、恩給
等トノ関係ニ関シノベテルテイルコ基本契約労務者ニ対スル失業保険並ニ退職手当ト、国家公務員ニ

対スル恩給並ニ退職手当ハ、仝様ノ目的ヲ有シテイル。失業保険ハ、失業ノ危険ニ対シ、私企業ノ被用者ヲ保護スル手段デアリ、退職手当、恩給ハ、国家公務員ニ対シ、失業保険ト仝様ノ目的ヲモッテ確立サレタモノデアル」トノ結論ニツイテハ、再考ヲ煩ワシタイト存ズル次第デアリマス。

第二ニ解雇予告手当ニツイテハ基本契約労務者ニ適用アル「三十日前ノ予告カ然ラズンバ三十日分ノ給料」トイフコトハ国家公務員ニハ付与サレテイナイ特権デアルト指摘サレタノデアルガ国家公務員ニハ昭和二十八年以降待命ガ確立セラレテオリコノ待命制度ガ確立セラレテオリ、コノ待命制度ハ予告制度以上ニ国家公務員ヲ保護スル制度デアルコトヲ御了知願イタイ。コノ待命制度ト申シマスノハ公務員ガ行政整理ニヨリ退職スル場合ニ、之ニ対シ退職前一定期間ヲ限リ無勤務ノ状態ニオイテ給与ヲ支給スル制度デアッテ、支給ヲウケル期間ハ過去ノ勤務期間ニ応ジテ夫々相違致シマスガ（別添2参照）最短ノ場合ニオイテモ一ケ月分ハ支給サレルコトニナッテオリマス。コノ待命制度ハ期間ノ長イコト、無勤務状態デ同給与ノ支払イヲウケル等ノ諸点ニオイテ基本労務契約労務者ノ解雇予告手当ヨリモ遙カニ有利デアリマス。

第三ニ国家公務員ト基本契約労務者間ノ給与差ニツイテハ、果シテ給与差ガアルカドウカ、又仮リ

ニアルトシタ場合、ソノ給与差ガ如何程カノ問題ハ九月十六日付書簡デモ述ベタトオリ、日米ノ厳密ナ調査ヲマタナケレバ決定出来ナイ問題デアリマスガ、コノ給与差ノ問題ハ退職手当ノ問題ト関連サセル必要ガナイト考エマス。何トナレバ現行退職手当規程ハ、昭和二十三年当時存在シタ国家公務員並ニ基本契約労務者ノ給与ベースヲ前提トシ基本契約労務者ノ特殊ナ雇傭形態ヲ考慮シタ上、定メラレタモノデアリマス。ソノ后ニオイテ両者ノ給与ベースハ同時同率ヲモッテ改訂セラレテオリ、両者間ノ給与ベースノバランスハ昭和二十三年当時ト何等変ッテイナイカラデアリマス。賞官ハ雇用一頭初ニオケル給与差ガソノ後ノ給与改訂ニヨリ益々ソノ差ヲ増大シテイルト述ベラレテオリマスガ国家公務員ト比較的給与体系ノ類似シテイル事務系統労務者ニツイテミルモ事実ハ異ッテオリマス（別添3参照）勤務時間ノ削減等ニ伴ッテ基本契約労務者ノ給与ハ相対的ニ不利トナリツツアリマス。又雇用ノ短期間カラ由来スル不安定ニツイテモ賞官ハ当初予定シタ期間ヨリモ長期（八年）トナッタトノ理由ヲモッテ雇傭ノ不安定ヲ軽視シテオラレマスガ基本契約労務者ノ地位ガ公務員又ハ民間企業ニ比シ如何ニ不安定デアルカハ別添ノノ数字ガ示ストオリデアリマス。

結論

以上ノ観点カラ、失業保険給付ハ退職時ノ総給付中ニ包含セシムベキデナク、従ッテ、就業上ノ比較ニ際シテハ、基本契約労務者側ニツイテハ、退職手当並ニ解雇予告手当制度上ノ利益、公務員側ニツイテハ退職手当恩給並ニ待命制度上ノ利益ガ考慮サレルベキ要素トナリマスガ、コノ場合ニオイテ両者ヲ比較スルニツイテハ、次ノ様ナ困難ガアリマス。基本契約労務者側ノ解雇予告手当ニツイテハ大部分ノ労務者ハ三十日前ニ解雇予告ヲウケ、予告期間中ハ、勤務シテイルノデアルカラ、即時解雇ヲ前提トシテ三十日分ノ給与ヲ計上スルコトノ妥当デナイコトハ申スマデモアリマセン。

コレニ反シ公務員側ノ待命制度ニヨル給与ハ、現実ニ全部ガ支給ヲ受ケテイルノデ、当然計上サレルコトニナリマス。恩給ガ退職時ノ給付トシテ、退職手当ト同様ノ性格ヲ持ッテイルコトニツイテハ、夙ニモ述ベラレテイルトオリデアリ、又退職手当暫定措置法第一条ノ規定スルトコロモアリ、ムシロ日本ニオケル公務員ニ対スル退職時給与制度ハ、沿革的ニモ、機能的ニモ、コノ恩給制度ヲ根幹トシ、退職手当ヲ技術トシテ構成サレテイルノデアリマス。サレバ国家公務員ト基本契約労務者ノ退職給付ヲ比較スルニ当ッテハ、恩給ヲ中核トシテ論ジナケレバナラナイノデアリマスガ、長期勤務ヲ前提トシテ構成セラレテイル恩給法上ノ利益ヲ、短期勤務ヲ建前トシテ定メラレテイル基本契約労務者ニ対スル退職手当トノ比較ニオイテ如何ニ評価スルカハ複雑困難ナ問題デアリマス。退職手当制度全般ヲ通ジテ、前述ノヨウニ日本ニオケル退職手当制度退職後ニオケル生活ヲ保証スルコトニヨッテ被傭者ヲシテ、在職期間中ノ全生命ヲカケテ職務ニ専念サセルタメノ制度トシテ生レ、発達シタノデアリマシテ、各企業ノ期待スル一定期間ヲ忠実ニ勤務シタ者ニ対シテハ、退職後ノ生活ヲ維持スルニ足ル退職手当(恩給ヲ含メテ)ヲ支給スルコトヲ通例トシテオリマス。公務員ガ比較的低賃金ニアマンジ、他ニ高収入ノ職場ガ得ラレル場合ニオイテモ職場ヲ死守スルノハ、一定期間勤務シテ退職シタ後ニオイテハ、恩給法上ノ年金ガ支給セラレルトイウコトガ、大キナ魅力トナッテイルコトヲ否定スルコトハデキマセン。シカモ、コレラノ公務員ヤ会社員ハ就職後ニオイテハ、特ニ重大ナ過失ガナイカギリ、一定年令、又ハ、勤務年限ニ達スル迄ハ、退職ヲ強制サレルヨウナコトハ原則トシテアリマセン。コレニ反シ、基本契約労務者ニアッテハ、雇傭ノ形態ハ全ク異ッテオリマス。短期勤務ハ、コレラノ労務者ニトッテマヌカレ得ザル一ツノ宿命デアリマス。ソレハ、自ラ招イタ悪デハナク、労務者各自ニトッテハ、不可避的ナ人員整理等ノ外部的理由ニヨルモノデアリマス。

別添 1

国家公務員ト基本契約労

1、 国家公務員ノ行政整理

年度別	減
昭和 23 年度	
昭和 24 年度	
昭和 25 年度	
昭和 26 年度	
昭和 27 年度	
昭和 28 年度	
計	

2、 基本契約労務者ノ退

	軍ノ都合	自己ノ都合	管理率
自 昭 27.4 至 昭 28.3	40.964	18.61	雇ノ比率 83 %
自 昭 28.4 至 昭 29.3	19.238	10.21	雇ノ比率 19%
計			
自 昭 29.4 至 昭 30.3			以上ノ 理ガ レル

(註) 昭和23年4月カラ昭和29
昭和27年4月カラ昭和29

コノ様ナ雇傭形態ニアル労務者ニ対シテハ、公務員ニ対スル恩給、退職手当制度ヲ加味シ、短期勤務ヲ前提トスル特別ノ退職手当制度ヲ制定スルノガ、適当デアッタロウト考エマスガ、現行退職手当制度ノ上デハ、コノ様ナ考慮ハ拂ワレテオラズ、公務員ノ退職手当制度ノ上デハ、夜業的存在ニスギナイ退職手当ヲ若干上廻ッテ支給シウル程度ニシカ考慮サレテオリマセン。従ッテ国家公務員ト基本契約労務者間ノ退職時給与ヲ比較スルニハ、公務員側ノ恩給ヲ中核トスル退職時給与制度上ノ利益ヲ短期勤務ヲ前提トスル制度ニ還元シテ比較スルコトガ必要デアルト考エラレマス。コノコトハ極メテ複雑ナ作業ヲ伴イマスガ、モシコノヨウナ利益ヲ具体的数字ヲモッテ示スコトガデキルナラバ、基本契約労務者ガ、退職時ニウケル利益ガ、国家公務員ニ比シ、不利デアルコトガ分ルデアリマセウ。コレヲ要スルニ、退職時ノ総給与ヲ比較スルトイウコトハ理論トシテハ、首肯シウルトコロデアリマスガ、コノタメニハ上述ノ様ナ退職手当ノ本質論ニ関連シテ困難ナ問題ガアルコトヲ考慮シツツ現状デハ退職手当ノミヲ比較スルコトガ適当デアルト考慮致シマス。

別添 1

国家公務員ト基本契約労務者トノ人員整理率比較表

1、国家公務員ノ行政整理状況（自 昭23.4 ～ 至 昭29.3）

年度別	総人員	前年度ヨリノ増減員数	行政整理率	摘要
昭和23年度	1,679,490			
昭和24年度	1,567,638	−111,852	6.65	
昭和25年度	1,578,585	+10,947	(+0.62)	
昭和26年度	1,488,403	−90,182	5.71	
昭和27年度	1,507,315	+18,912	(+1.27)	
昭和28年度	1,528,259	+20,944	(+1.33)	
計			約12.36%	

2、基本契約労務者ノ退職状況調（自 昭27.4 ～ 至 昭29.3）

	軍ノ都合	自己ノ都合	公傷病死	私傷病死	雇用契約ノ終了ニヨル者	懲戒免職ニヨルモノ 不正不法行為	懲戒免職ニヨルモノ 義務違反	ソノ他	退職者計	業務者総数	労務者数ニ対スル退職者ノ比率	人員整理率
自.昭27.4 至.昭28.3	40,964	18,615	273	3,126	2,357	1,459	2,067	2,958	71,819	平均 196,623	36.53	軍命解雇ノ比率 20.83%
自.昭28.4 至.昭29.3	19,238	10,217	204	2,861	3,460	735	896	1,276	38,884	188,816	20.59	軍命解雇ノ比率 10.19%
計												
自.昭29.4 至.昭30.3												15%以上ノ人員整理ガ予想サレル

（註）昭和23年4月カラ昭和29年3月ニ至ル5年間ニオケル国家公務員ノ総人員ニ対スル整理率ハ、約12.36%デアルニ対シ、
昭和27年4月カラ昭和29年3月ニ至ル2年間ニオケル基本契約労務者ノ総人員ニ対スル整理率ハ、約31%デアル。

複雑ナ作業ヲ伴イマスガ、モシコノヨウナ利益ヲ具体的数字ヲモッテ示スコトガデキルナラバ、基本契約労務者ガ、退職時ニウケル利益ガ、国家公務員ニ比シ、不利デアルコトガ分ルデアリマセウ。ゴレヲ要スルニ、退職時ノ総給与ヲ比較スルトイウコトハ理論トシテハ、首肯シウルトコロデアリマスガ、コノタメニハ上述ノ様ナ退職手当ノ本質論ニ関連シテ困難ナ問題ガアルコトヲ考慮シツツ現状デハ退職手当ノミヲ比較スルコトガ適当デアルト考慮致シマス。

（17）

ノ一部ヲ改正スル法律（抜率）

ハ、政令デ定メル所ニヨリ、職員ニ
待命ヲ命ジ、又ハ、職員ノ申出ニ基
スルコトガ出来ル。

職員ニソノ意ニ反シテ臨時待命ヲ命
イテ、臨時待命ヲ承認スル場合ハ、
事院規定デ定メルトコロニヨル。

又ハ、ソノ承認ヲ受ケタ職員（以下
ハ、国家公務員トシテノ身分ヲ保有
ナイ。

ソノ臨時待命ノ期間中ハ、人事院規
リ、一般職ノ職員ノ給与ニ関スル法
ノ）ニ基ク俸給、扶養手当及ビ勤務地
給与ニ関スル法律ノ適用ヲ受ケナイ
ハ、政令デ定メルコレラニ準ズル給
シ、ソノ他給与ハ支給シナイモノト

(121)

別添 2

法律第186号（昭29. 6. 17）

行政機関職員定員法ノ一部ヲ改正スル法律（抜率）

附 則

10. 各行政機関ニオイテハ、政令デ定メル所ニヨリ、職員ニソノ意ニ反シテ、臨時待命ヲ命デ、又ハ、職員ノ申出ニ基イテ、臨時待命ヲ承認スルコトガ出来ル。

11. 前項ノ規定ニヨリ、職員ニソノ意ニ反シテ臨時待命ヲ命ジ、又ハソノ申出ニ基イテ、臨時待命ヲ承認スル場合ノ、手続キニツイテハ、人事院規定デ定メルトコロニヨル。

12. 臨時待命ヲ命ゼラレ、又ハ、ソノ承認ヲ受ケタ職員（以下、「臨時待命取員」トイウ）ハ、国家公務員トシテノ身分ヲ保有スルガ、取務ニ従事シナイ。

14. 臨時待命取員ニハ、ソノ臨時待命ノ期間中ハ、人事院規則デ定メルトコロニヨリ、一般取ノ取員ノ給与ニ関スル法律（昭25. 法律第95号）ニ基ク俸給、扶養手当及ビ勤務地手当（一般取ノ取員ノ給与ニ関スル法律ノ適用ヲ受ケナイ者デアル取員ニアッテハ、政令デ定メルコレラニ準ズル給与）ヲ支給スルモノトシ、ソノ他給与ハ支給シナイモノトスル。

別添 3

L.S.O(事務系統)トN.P.S.(一

	1951. 7. 1	
	N. P. S	L. S.
	円	
基本給	6,659	6,5
語学手当		2
臨時手当		9
計	6,659	7,9

15. 臨時待命私員ハ、以上ニ掲ゲル区分ニヨリ、臨時待命ヲ命ゼラレ、又ハソノ承認ヲ受ケタ日カラ起算シテ、臨時待命期間ノ満了スル日ノ翌日カラ当然国家公務員トシテノ身分ヲ失ウモノトスル。

勤続期間ニヨル区分	臨時待命期間
6月以上3年未満ノ者	1月
3年以上5年未満ノ者	2月
5年以上7年未満ノ者	3月
7年以上10年未満ノ者	4月
10年以上15年未満ノ者	6月
15年以上20年未満ノ者	8月
20年以上ノ者	10月

16. 前項ノ勤続期間ノ計算ニツイテハ、政令デ定メル。

17. 臨時待命ハ、臨時待命私員ガ、私員デナクナッタ日カラソノ効力ヲ失フ。

別添 3

L.S.O(事務系統)トN.P.S.(一般職)トノ平均給与比較

	1951. 7. 1 推定			1954. 1. 31. 推定			1954. 4. 30 実績		
	N. P. S	L. S. O	%	N. P. S	L. S. O	%	N. P. S	L. S. O	%
	円	円							
基本給	6,659	6,530	98.06	12,877	12,619	97.99	12,968	12,109	93.37
語学手当		259			530			595	
臨時手当		930			1,446			985	
計	6,659	7,719	115.918	12,877	14,595	113.34	12,968	13,689	105.559

15. 臨時待命私員ハ、以上ニ
ヲ命ゼラレ、又ハソノ承認
時待命期間ノ満了スル日ノ
テノ身分ヲ失ウモノトスル
勤続期間ニヨル区分
6月以上3年未満ノ者
3年以上5年未満ノ者
5年以上7年未満ノ者
7年以上10年未満ノ者
10年以上15年未満ノ者
15年以上20年未満ノ者
20年以上ノ者
16. 前項ノ勤続期間ノ計算ニ
17. 臨時待命ハ、臨時待命私
ラソノ効力ヲ失フ。

	整者
	家公務員
	津才182号ニヨル
	.846×2.7
	42.784円
	.846×3.6
	57.046円
	.846×4.5
	71.307円
	.846×5.4
	85.568円
	.846×5.4
	85.568円
	.846×5.4
	85.568円
	$05\times\frac{60}{100}\times6\times\frac{200}{100}$
	95.076円
	$05\times\frac{60}{100}\times7\times\frac{200}{100}$
	110.922円

(125)

参考資料 ②　　整者

区分 / 勤続年表	国家公務員 法律第182号ニヨル
6ヶ月	15,846×2.7 42,784円
1年	15,846×3.6 57,046円
2年	15,846×4.5 71,307円
3年	15,846×5.4 85,568円
4年	15,846×5.4 85,568円
5年	15,846×5.4 85,568円
6年	$13,205\times\frac{60}{100}\times6\times\frac{200}{100}$ 95,076円
7年	$13,205\times\frac{60}{100}\times7\times\frac{200}{100}$ 110,922円

(125)

参考資料 ②　整理ノ場合ニオケル国家公務員ト駐留軍労務者トニ対シテ支給スル退転手当支給対比表

29.9.18　調達庁

区分 / 勤続年表	国家公務員 法律才182号ニヨル	駐留軍労務者 A 現行規程ニヨル	駐留軍労務者 B労仂組合ノ要求ニヨル現行規定ニヨルモノニ8割増シタモノ	駐留軍労務者 C軍側ト協議中ノ調達庁案ニヨル	備考
6ヶ月	15,846×2.7 42,784円	17,240+17,240×6/12 (60%) 25,860円	25,860×1.8 (109%) 46,548円	17,240+17,240×2.7 (149%) 63,788円	1、退転手当ノ算定ノ基礎トナル俸給月額ハ昭29.4.現在ノ給与ベースニヨル 2、国家公務員ノ給与 本俸 13,205円 扶養手当 996円 勤務地手当 1,645円 3、駐留軍労務者ノ給与 本俸 14,718円 扶養手当 1,178円 語学加給 228円 役付手当 162円 勤務地手当 884円 4、国家公務員ニ対スル退転手当ノ額ヲ100トシタ場合ニオケル駐留軍労務者ノ返手ノ額ノ支給率ハ括弧書デアル
1年	15,846×3.6 57,046円	17,240+17,240×1 (60%) 34,480円	34,480×1.8 (109%) 62,064円	17,240+17,240×3.6 (139%) 79,304円	
2年	15,846×4.5 71,307円	17,240+17,240×2×1.2 (82%) 58,616円	58,616×1.8 (148%) 105,509円	17,240+17,240×4.5 (133%) 94,820円	
3年	15,846×5.4 85,568円	17,240+17,240×3×1.2 (93%) 79,304円	79,304×1.8 (167%) 142,747円	17,240+17,240×5.4 (129%) 110,336円	
4年	15,846×5.4 85,568円	17,240+17,240×4×1.2 (117%) 99,992円	99,992×1.8 (138%) 179,986円	17,240+17,240×5.4 (129%) 110,336円	
5年	15,846×5.4 85,568円	17,240+17,240×5×1.5 (171%) 146,540円	146,540×1.8 (308%) 263,772円	17,240+17,240×5×1.5 (171%) 146,540円	
6年	13,205×60/100×6×200/100 95,076円	17,240+17,240×6×1.5 (181%) 172,400円	172,400×1.8 (326%) 310,320円	17,240+17,240×6×1.5 (181%) 172,400円	
7年	13,205×60/100×7×200/100 110,922円	17,240+17,240×7×1.5 (179%) 198,260円	198,260×1.8 (322%) 356,868円	17,240+17,240×7×1.5 (179%) 198,260円	

参考資料（3）

一九五四年五月三十日

全駐留軍労働組合

最近における駐留軍労働者の人員整理概況

参考資料（3）

一九五四年五月三十日

全駐留軍労働組合

最近における駐留軍労働者の人員整理概況

人員整理概況

一、「極東米軍に対する予算の大巾な削減のため」ということを主な理由として昨年の夏以来人員整理された駐留軍労務者の概数は、

(1) 一九五四年、米国会計年度の初まった昨年の七月より十二月末までに極東空軍関係は約二五〇〇名、極東陸軍関係は約五、三〇〇名で計約七、八〇〇名の多数にのぼったが

(2) 本年に入ってからもこの様な人員整理の波はやまず、本年の一月より四月までに陸軍、空軍、海軍を併せて約二、〇〇〇名の人員整理が行われ、

(3) 引続き六月末日（米国会計年度末）までには、更に、陸軍関係約二、二〇〇名、海軍関係約五〇

○名の人員整理が予定せられている。

(4) 従って昨年七月より本年六月までの一九五四年米国会計年度中における駐留軍労務者の人員整理者の總数は組合側の不充分な資料から推定してみても約一二、五〇〇名以上の員数にのぼる見込みである。

二、この様な駐留軍労働者の激しい減員の傾向は本年に限った現象ではなく、別記の「LSO労務者總数(月別)現員推移数」(グラフ参照)にみられる様に昭和二十七年四月の対日講和条約発効時に二〇七、七〇〇名を数えた駐留軍(常用)労務者が一年後の昭和二十八年四月には、一八七、〇〇〇名と約二〇、〇〇〇名が減員され、二年後の昭和二十九年四月には一七四、七〇〇名と更に約一万三千名が減員されて二ヶ年の短期間のうちに、実に約三万三千名の実出血を伴う大量の人員整理が行われた訳である。

三、参考までに昭和二十八年一月より十二月までの一ヶ年間における駐留軍労働者の移動状況をとりまとめてみると

(1) 昭和二十八年中における解雇退転者の總数は(四〇、〇九七名)であり

(2) その内訳は次の通りである。

(イ) 主として人員整理とみられる軍の都合による解雇者数＝二一、二二三名

(ロ) 自己の都合による退転者数＝一二、一三八名

(ハ) 懲戒、制裁解雇者数＝一、八七六名

(ニ) 公傷病による退転者数＝二〇三名

(ホ) 私傷病による退転者数＝三、九七一名

(ヘ) その他の理由による解雇退転者数＝一、六八六名

(3) 昭和二十八年度中における再新入転者数は(二七、八一一名)であり、

(4) 従って、解雇退転者数と入転者数を差引した昭和二十八年度中における労務者の実減員数は(一二、二八〇名)である。

(5) 尚、この様に移動率の激しい駐留軍労働者の平均勤続年数は明確に把握することは困難であるが、種々の資料より推定してみると凡そ次の通りである。

(イ) 昭和二十七年四月二十八日(講和条約発効時)における平均勤続年数は(約二年五ヶ月)で

あり、この期間に対する復旧手当は占領期間の分として昭和二十八年七月に精算支給されている。

(ロ) 昭和二十七年四月二十八日を始期とした昭和二十九年五月現在の平均勤務年数（推定）は（約一年八ヶ月）である。

（資料 一）

自、四月中旬
至、六月下旬

約二ヶ月間の三軍別人員整理概況

三軍別	整理者總数	軍団別	整理者概数
陸軍関係	一、八五三名 一、八八二名	十六軍団関係	四一九名
		中央軍関係	一、〇一六名
		西南軍関係	四四七名
海軍関係	五一〇名	横須賀基地	三一七名
		佐世保基地	一九三名
空軍関係			
海兵隊関係	八四名	阪神飛行場	八四名

（資料 二）

自、四月中旬
至、六月下旬

における全国的な人員整理状況

（註）公式、非公式に中央本部に報告されたものによる集計であり、実数は、更に上廻る数字となる模様である。

地区	支部	軍別	人員数	予告発出日	解雇発効日	摘要
青森	八戸	十六軍団（キャンプハウゼン）	一三八	六、一	六、三〇	
〃	末組織	十六軍団	四	六、一	六、三〇	
山形	神町	十六軍団（キャンプヤンハウス）	二八	五、一七	六、一六	
〃	〃	十六軍団	二九	五、二三	六、二二	
〃	〃	十六軍団	二	五、二八	六、二七	
宮城	原の町	十六軍団（キャンプシンルヘッヒ）	一〇五	五、一七	六、一六	
〃	原の町	十六軍団（キャンプシンメル）	五六	五、二三	六、二二	
〃	原の町	十六軍団（キャンプシンメル）	五七	五、二八	六、二七	

註
(1) キャンプ、シンメルへニッヒ管轄地区内の整理予定数（計＝五七一名）
(2) 現在迄の発表数（計＝四一九名）
(3) 整理理由、作業量減少、定員削減
内訳 仙台（二一九）
原町（三六）
舟岡（七）松島（十二）
多賀城（十二）

地区	支部	軍別	人員数	予告発出日	解雇発日
〃	HSC	中央軍（キャンプ東京）	二一	四、一	九、一
〃	MTMA	〃	六四	四、三	五、三
〃	成増	〃	二五	四、三	五、三
〃	聖路加	〃	一六	四、三	五、三
〃	中野	〃	三	四、一	五、一
〃	補給部	〃	八	四、一	五、一
〃	TOD	〃	三二	四、一	五、一
〃	IHR	〃	六	四、一	五、一
〃	ノートンホール	〃	二	四、一	五、一
〃	FEAF	〃	一二	四、一	五、一
〃	同愛病院	〃	六	四、一	五、一

註
(1) 当初予定整理数（二一〇名）
(2) 予告者数（一九五名）
(3) 撤回（二一名）
転勤（一五名）
希望退転（二九名）
振替（二一名）
延期（一三名）
(4) 実出血数（九六名）
尚空軍関係の新規採用に充用しつゝあり

〃	〃	〃	一六〇	五、一一	六、一〇	作業量縮減のため
〃	補給部	〃	二九	六、一	七、一	保有車輌の一割減のため
〃	朝霞	中央軍（キャンプ東京）	七五	三、一五	四、一四	希望退転及配転によって措置
〃	〃	〃	一二	三、二四	四、二四	配置転換 三二
〃	所沢	〃	六	三、一五	四、一四	希望退転 一一
〃	大宮	〃	二一	三、一五	四、一四	実出血 七三
〃	朝霞	〃	五五	五、七	六、六	〜五月十三日全員撤回
神奈川	八〇〇一	中央軍	三八	五、一七	六、一六	
〃	CYTS	〃	一七三	五、二九	六、二四	
〃	武山	〃	七一	五、二五	六、二四	
〃	〃	〃	一一〇	六、七	七、六	
〃	第二港湾	〃	二二	六、一八	七、一五	
〃		〃	六九			

地区	支部	軍別	人員数	予告発出日	解雇発効日	摘要
神奈川	八〇六四	中央軍	二		六、一七	
〃	YOD	〃	一一	五、二五	六、二四	
〃	浅野辺	〃	二二	六、一	六、三〇	
〃	横須賀	海軍(SRF)	三一七	五、一	五、三〇	
〃	〃	〃				
〃	〃	〃				
〃	〃	〃				
長崎	佐世保	海軍(SRF)	一九三	五、一	五、三〇	
〃	〃	西南軍(キャンプサセボ)	八〇	四、五	五、五	
〃	〃	〃	一九	四、七	五、七	
〃	〃	〃	一三八	四、一五	五、一五	
〃	〃	〃	八九	四、二〇	五、二〇	
兵庫	伊丹	海兵隊	八四		五、一〇	五月七日(五四)五月十日(三四)五月十五日(六八)
大阪	日赤	西南軍	二一	五、六	六、五	金岡地区に転転

L.S.O労務者総数(月別)現員推移表

(資料 3)

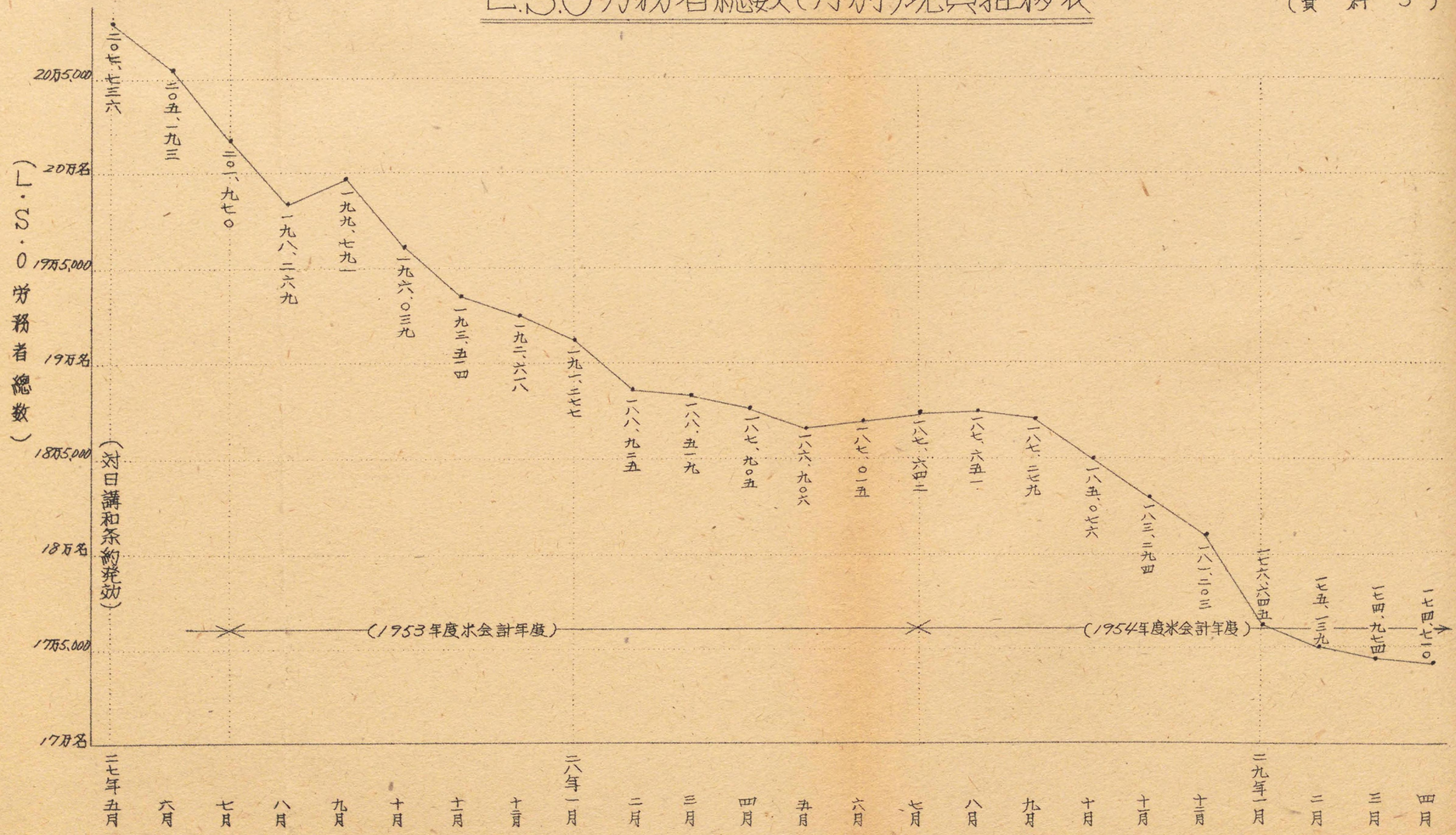

長崎	〃	〃	〃	〃	〃	〃
佐世保	〃	〃	〃	〃	〃	〃
海軍(SRF)	西南軍(キャンプサセホ)	〃	〃	〃	〃	〃
一九三	八〇	一一九	一三八	八九	五、一	四、五
五、三〇	五、五	五、七	四、一五	四、二〇	五、三〇	五、五
五、一五	五、一五	五、七	五、一五	五、二〇		

参考資料（4）

参考資料（4）

一九五四年九月一日

LSOと公務員の退転手当の比較検討からみた特退手について

全駐留軍労働組合

Ⅰ LSOの退転手当について

(1) LSO労務者に対する退転手当支給規程は、昭和二十三年四月二十五日、国家公務員に対する退転手当支給準則、民間企業における退転手当支給規程、LSO労務者の転務の特殊性等を考慮されて制定された。

(2) その後給与規程の改正、失業保険法の適用等に伴って、計算基礎に臨時諸手当加給を繰入れる事項、失業保険と関連する事項等の若干の改正は行はれたが、退転手当額の算定方式等の重要事項

は何等改正されず、規程制定当時と同一条件を現在に至っている。

2、公務員の退職手当について

(3) 国家公務員に対する、退職手当支給規程は昭和二十二年三月二十九日閣議決定、大蔵省令をもって「退官、退職手当支給準則」として制定され、その後、昭和二十五年法律第一四八号、昭和二十七年法律第二八五号、昭和二十八年法律第一八二号と殆んど、毎年の様に改正されて現在に至っている

(4) これら退職手当支給法の改正に当っては、特に、殉官、殉庁、行政機構の改革等に伴う人員整理、所謂行政整理の政治性が充分考慮されて、退職手当支給額の算定方式、特別割増金制度、最低補償制度等の主要点が改正されて居り、更に昭和二十九年度には給与補償を行う臨時特命制度が実施された。

3、公務員退職手当の増加率について

(5) 国家公務員の行政整理の場合における、退職手当支給額を、昭和二十三年度と昭和二十九年現在について比較してみると、臨時特命制度の分を除外してみても、別表の様に大きな上昇増加率がみられる。

即ち、勤続五年以内の者に対する退職手当支給額は、通常の算定方式に基いて計算してみても、平均三三、三%の増加率を示しており、

実際の支給額である最低補償額を考慮に入れるならば、最低四〇、三%から最高、一九二、九%の増加率を示している。

4、LSOと公務員の対比について

(6) 更に、LSOの人員整理の場合と、国家公務員の行政整理の場合との退職手当支給額を同一条件に引直して比較してみると別表の通りである。

即ち、昭和二十三年にLSOの退職手当支給規程が制定された当時を比較してみると、LSOの退職手当は、国家公務員のそれに比して、勤続一年以内の者でも、一七%～五六%程度上廻った退職手当を支給されており、勤続二年以上の者では、約二倍程度も上廻った退職手当が支給されていた。

然も乍ら、昭和二十九年現在においては、公務員退職手当支給法の数次の改正によって昭和二十

三年当時の関係は大きく崩され、勤続三年以内のＬＳＯの退転手当は、公務員のそれを大巾に下廻る状況であり、わずかに勤続五年以上のものについてのみ、約五〇～六〇％の優位性がみられる状況である。

(註)

1、ＬＳＯの退転手当を比較する場合においても、又公務員の退転手当の推移を比較検討する場合においても、その時々における夫々の条件要素が異っているために、直接的に比較することは困難である。

2、ＬＳＯの退転手当についても、退転手当支給規程の制定当時には、計算要素として、基本給、家族手当、地域手当（役付手当）であったが、昭和二十九年現在では、基本給、家族手当、役付手当、語学加給、地域手当となり、又実質的にも地域手当支給率の改正や、臨時手当を地域手当の計算基礎に含める等の措置によって、若干の改正が行はれている。

3、公務員の退転手当についても、昭和二十三年と昭和二十九年現在とでは、退転手当算出方式についても、最低補償制度についても、大巾な改正が行はれている。

4、この外に、ＬＳＯ公務員の夫々に、夫々の改正経緯があるに加えて、ＬＳＯと公務員の間に

おいては、退転手当の問題に限ってみても、次の如き大きな相違がある。

(イ) 退転手当の計算基礎となる給与ベースについても、給与体系についてもその造り方や考え方に大巾な違いがある。

(ロ) 同じ基本給与月額（本俸）を受ける場合でも、その基本給与月額（本俸）の格付決定の要素が年令的にも、学歴でも、技能程度でも、経験内容でも大きく違う。

(ハ) 家族手当、地域手当の支給条件、支給率は大体同じであるが全労務者平均からみると、扶養家族の分布状況も勤務地域の分布状況も異るため、平均家族手当、平均地域手当の額が大巾に異なる。

(ニ) 退転手当の計算要素についても（ＬＳＯでは、基本給与月額（本俸）語学加給、役付手当、家族手当、地域手当（臨時手当を要素に含む）であるが、公務員）は、退手計算方式では、本俸月額のみが要素とされ、最低補償額を計算する場合のみ、本俸月額、家族手当、地域手当が要素となっている。

(ホ) ＬＳＯの転務の性格上、七年、八年以上という長期勤続者は、珍しきものとして、余り考

慮の対象とされないで勤続五年前後の者を重点的として考えられるが、公務員の場合はむしろ、十年以内の勤続者は、短期間の例外的な者という様な考え方で措置されているため退手算定方式に大きな違いがある。

5、以上の様な、重要な相違点を認証した上に立って、LSOと公務員の退職手当の関係を、次の様な条件を仮定して比較検討してみた。

(イ) 昭和二十三年の退手支給率と、昭和二十九年現在の退手支給率の、推移変化をみるため、昭和二十三年度も、昭和二十九年現在も、又、LSOも公務員も、同額の基本給与月額（本俸）を受けていたものとした。

(ロ) 退職手当の計算要素の相違、地域給支給率の変化等の要素内容の相違を統一化するため、昭和二十九年三月現在のLSOの実績を基礎として

$$\frac{\text{基本給}+\text{諸学加給}+\text{役付手当}+\text{家族手当}+\text{地域手当}}{\text{基本給}} = \frac{17.222\text{円}}{14.725\text{円}} = 116.95$$

即ち、基本給与月額（本俸）＝一〇、〇〇〇円の者の通常給与（退職手当計算の基礎となる

本俸、諸手当の合計額）をLSOも公務員も、一一、六九五円とした。

その他の問題点について

一、人員整理、行政整理に伴うLSOと公務員の「退職手当」の比較は以上の通りであるが、まだ、その他にも、幾つかも問題点がある。

例えば

(1) LSOの退職手当支給規程は自己の責によらない退職の場合を中心として出来ている

(イ) 自己の責によらない場合の解雇については解雇予告又は予告手当が支給される。

(ロ) 自己の都合による退職の場合は六ヶ月以上の勤続者に限り、自己の責によらない場合の退職手当の半額（五〇％）が支給される。

(ハ) 私傷病及び死亡による退職の場合は自己の責によらない場合と同額（一〇〇％）

(ニ) 業務上の傷病及び死亡は自己の責によらない場合の三割増（一三〇％）

(ホ) 自己の重大な責による退職の場合は退職手当は支給されない。

(2) 公務員の暫定退手支給法は、運営上で配慮を行う余裕もあるので自己の都合による退職の場合

を基準として出来ている

(イ) 自己の都合等による退職の場合は勤続十年以下は一年につき本俸月額の一〇〇分の六〇

(ロ) 傷病、死亡、停年による退職の場合は勤続十年以下は一年につき本俸月額の一〇〇分の九〇（自己の都合による場合の五割増）

(ハ) 行政整理の場合は自己の都合による場合の二倍（十割増）と最低補償制度

(ニ) 懲戒解雇の場合は支給されない。

(ホ) 何れの退職の場合でも解雇予告手当は退職手当中に含まれているものとみなされる（労働基準法の適用はない。）

(ヘ) 退職手当が失業保険給付額より少い場合は、失業を条件としてその差額が補償される（失業保険法の適用はない）

(3) LSOは失業保険法の適用があり、毎月保険料の掛金を行うことによって退職後の失業状態に見合う、保険給付がある。

(4) 公務員は退職時給与として退職手当の他に雇員、傭人級は共済組合（毎月俸給月額の一〇〇

分の三八程度の掛金を行う）より退職一時金が又事務官以上は勤続一七年以下の場合は一時恩給（毎月一〇〇分の二の掛金を行う）が支給される。

(5) 更に昭和二十九年度は、行政整理を慶擦少く行うため臨時待命制度を実施し、勤続期間に応した一定期間（一ケ月～一〇ケ月間）を有給休暇扱いとしている（一応待命期間中に他に就職すれば、退職扱いとなるわけであるが有利に経営されている模様である）

退職手当と失業保険の関連について

一、失業保険給付と退職手当とは、その性格上本質的に異る

(イ) 退職手当は過去の勤務に対する褒賞慰労的な面をもつ例えば在職期間中の死亡者等も支給対象となりされる

又懲戒解雇等本人の責による退職の場合は支給されない

(ロ) 失業保険給付は、退職後の一定期間中の失業を条件として支給されるものであり、その給付額は不確定である。

退職手当、一時恩給、共済組合退職一時金等は、失業後の条件を考慮せず退職の事実によって支給する確定額である。

(ハ) 米国の失業保険制度は、使用者側の全額負担で運営されているので、退職手当の性格に近いものであるが、日本の失業保険制度は使用者、労働者、国の三者負担、で運営されているので、社会保障制度の一環として実施されているので、日米のそれは本質的に異っている。

二 民間企業の場合であっても、退職手当を失業保険給付と関連させて決定した例はない それは、退職手当は会社における制度としてあり、失業保険は国家における制度としてあることが明確であるからだ。

三 ＬＳＯの失業保険適用は約二年半ばかり前であり、今までの事業主、労務者の負担額合計も大きな額でなく、ＬＳＯの失業保険給付金は、殆んど国や他産業の事業主、労働者の負担に依存している状況である

軍側の指摘が予想される問題点について

一 ＬＳＯの給与ベースは公務員のそれに比して著しく高位である

二、ＬＳＯの退職手当には、充分特殊性が折込んである。例えば基礎の一ヶ月が特に加算されて居り更に勤続二年以上、又、勤続五年以上には夫々二割増、五割増の割増率が支給される。

三、失業保険による保険給付がある

四 解雇予告、或いは予告手当の支給がある。

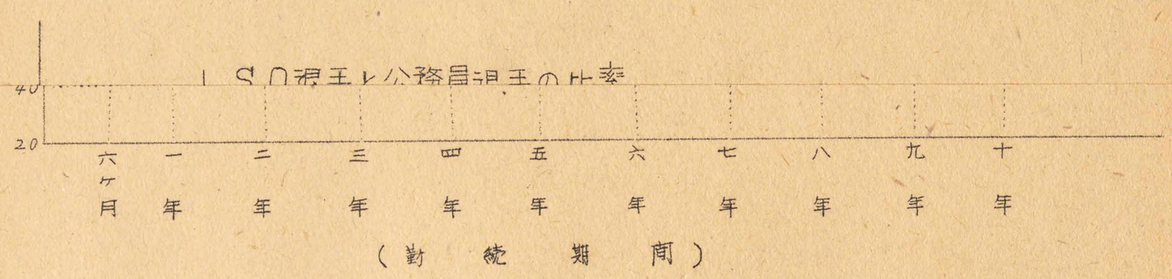
40
20
六ケ月
一年
二年
三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年
十年
（勤　続　期　間）

ＬＳＯ退手と公務員退手の比率

及び公務員退手の増額率

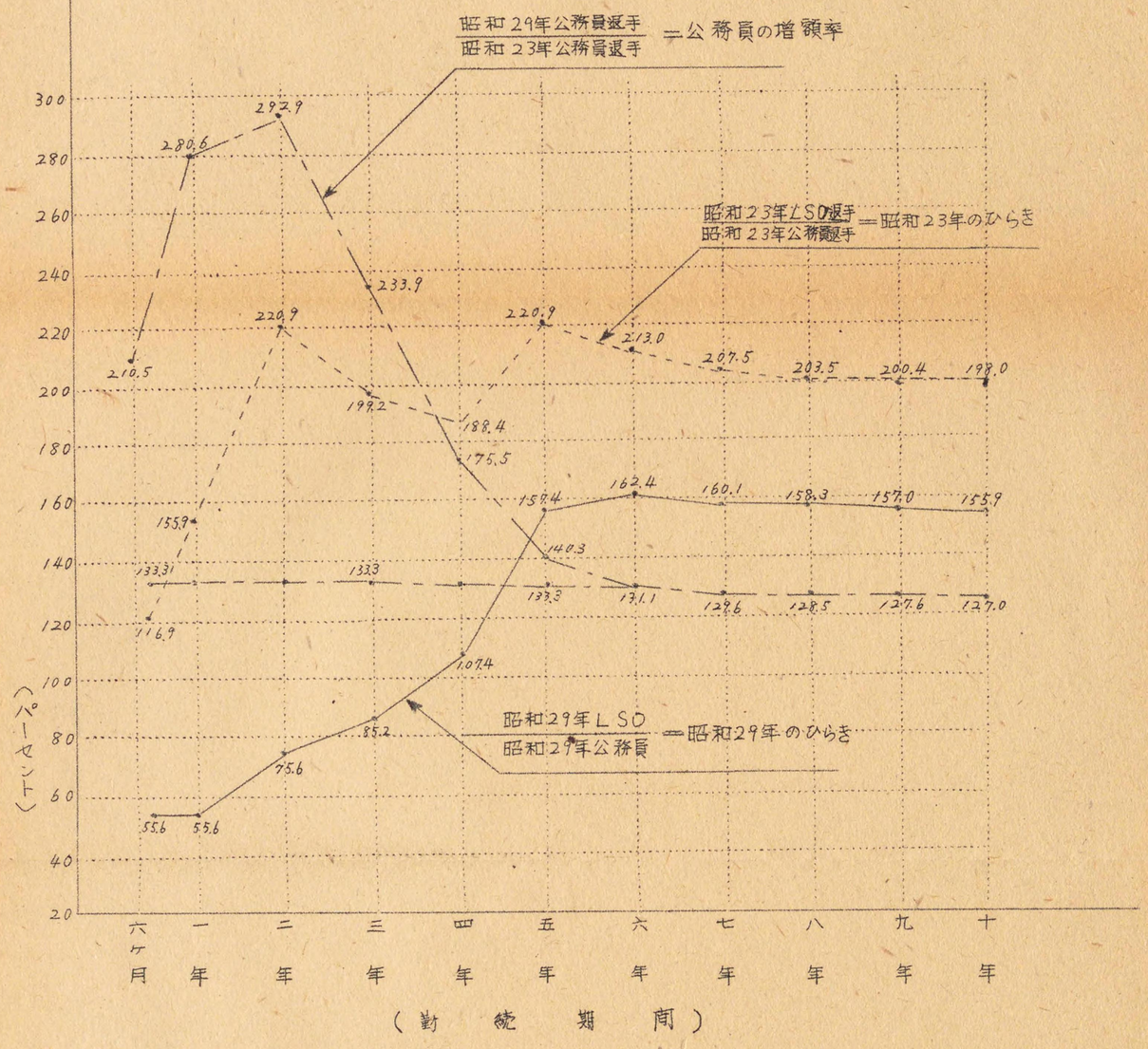

L S

		C / B
	∠S0退	員退手の増
	（昭和23年退	23年を100とした 昭和29年現在 昇 増加率）
		210、5
	11.695円+11.69	0
		280、6
	11.695円+11.69	133、3
		292、9
	11.695円+11.69	133、3
		233、9
	11.695円+11.695円	133、3
		175、4
	11.695円+11.695円×4	133、3
		140、3
	11.695円+11.695円×5	133、3
	11.695円+11.695円×6	131、1
	11.695円+11.695円×7	129、6
	11.695円+11.695円×8	128、3
	11.695円+11.695円×9	127、6
	11.695円+11.695円×10	127、0

L S

勤続期間	区分	∠S0退 (昭和23年退	C / B 最退手の増 (23年を100とした昭和29年現在増加率)
6ヶ月	最低補償		210、5
	計算額	11.695円+11.69	0
1年	最低補償		280、6
	計算額	11.695円+11.69	133、3
2年	最低補償		292、9
	計算額	11.695円+11.69	133、3
3年	最低補償		233、9
	計算額	11.695円+11.695円	133、3
4年	最低補償		175、4
	計算額	11.695円+11.695円×4	133、3
5年	最低補償		140、3
	計算額	11.695円+11.695円×5	133、3
6年	計算額	11.695円+11.695円×6	131、1
7年	計算額	11.695円+11.695円×7	129、6
8年	計算額	11.695円+11.695円×8	128、3
9年	計算額	11.695円+11.695円×9	127、6
10年	計算額	11.695円+11.695円×10	127、0

ＬＳＯ退手と公務員退手の比率及び公務員退手の増加率

勤続期間	区分	A ＬＳＯ退職手当額 （昭和23年退手 規定制定）	B 昭和２３年度、公務員退職手当額 （昭和２３年、退職手支給準則）	C 昭和２９年度、公務員退職手当額 （昭和28年、法律182号）	A／B 昭和23年当時におけるＬＳＯ退手に対する公務員退手の比率（公務員を100とする）	A／C 昭和29年現在におけるＬＳＯ退手に対する公務員退手の比率（公務員を100とする）	C／B 公務員退手の増加率（昭和23年を100とした場合昭和29年現在の上昇増加率）
6ヶ月	最低補償		10.000円×1.5＝15.000円	11.695円×2.7＝31.576円	１１６．９４	５５、６	２１０、５
	計算額	11.695円＋11.695円×6/12＝17.542円	10.000円×50/100×0×1.8＝0	10.000円×60/100×0×200/100＝0	0	0	0
１年	最低補償		10.000円×1.5月＝15.000円	11.695円×3.6＝42.102円	１５５、９	５５、６	２８０、６
	計算額	11.695円＋11.695円×1＝23.390円	10.000円×50/100×1年×1.8＝9.000円	10.000円×60/100×1×200/100＝12.000円	２５９、９	１９４、９	１３３、３
２年	最低補償			11.695円×4.5＝52.627円		７５、６	２９２、９
	計算額	11.695円＋11.695円×2×1.2＝39.763円	10.000円×50/100×2年×1.8＝18.000円	10.000円×60/100×2×200/100＝24.000円	２２０、９	１６５、７	１３３、３
３年	最低補償			11.695円×5.4＝63.153円		８５、２	２３３、９
	計算額	11.695円＋11.695円×3×1.2＝53.797円	10.000円×50/100×3年×1.8＝27.000円	10.000円×60/100×3×200/100＝36.000円	１９９、２	１４９、４	１３３、３
４年	最低補償			11.695円×5.4＝63.153円		１０７、４	１７５、４
	計算額	11.695円＋11.695円×4×1.5＝67.831円	10.000円×50/100×4年×1.8＝36.000円	10.000円×60/100×4×200/100＝48.000円	１８８、４	１４１、３	１３３、３
５年	最低補償			11.695円×5.4＝63.153円		１５７、４	１４０、３
	計算額	11.695円＋11.695円×5×1.5＝99.405円	10.000円×50/100×5年×1.8＝45.000円	10.000円×60/100×5×200/100＝60.000円	２２０、９	１６５、７	１３３、３
６年	計算額	11.695円＋11.695円×6×1.5＝116.950円	45.000円＋10.000円×55/100×1×1.8＝54.900円	10.000円×60/100×6×200/100＝72.000円	２１３、０	１６２、４	１３１、１
７年	計算額	11.695円＋11.695円×7×1.5＝134.492円	45.000円＋10.000円×55/100×2×1.8＝64.800円	10.000円×60/100×7×200/100＝84.000円	２０７、５	１６０、１	１２９、６
８年	計算額	11.695円＋11.695円×8×1.5＝152.035円	45.000円＋10.000円×55/100×3×1.8＝74.700円	10.000円×60/100×8×200/100＝96.000円	２０３、５	１５８、３	１２８、３
９年	計算額	11.695円＋11.695円×9×1.5＝169.577円	45.000円＋10.000円×55/100×4×1.8＝84.600円	10.000円×60/100×9×240/100＝108.000円	２００、４	１５７、０	１２７、６
１０年	計算額	11.695円＋11.695円×10×1.5＝187.120円	45.000円＋10.000円×55/100×5×1.8＝94.500円	10.000円×60/100×10×200/100＝120.000円	１９８、０	１５５、９	１２７、０

120

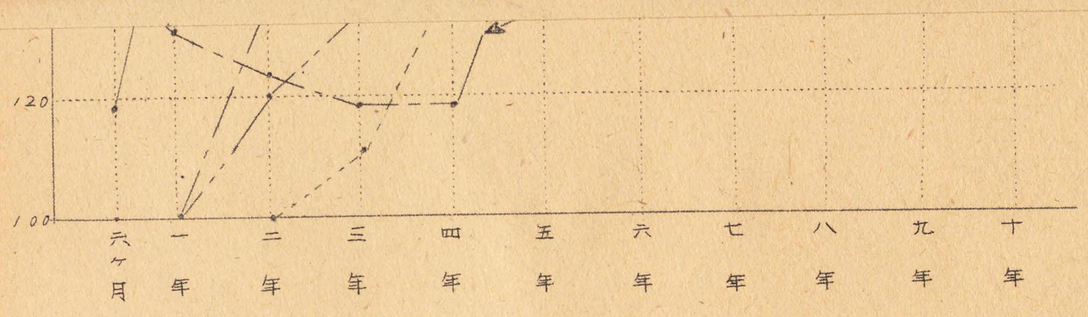
120
100
六ヶ月
一年
二年
三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年
十年

ＬＳＯ特退手案と公務員退手の比較

$$\frac{\text{特退手案}}{\text{昭和29年公務員退手}} = \frac{X}{100}$$

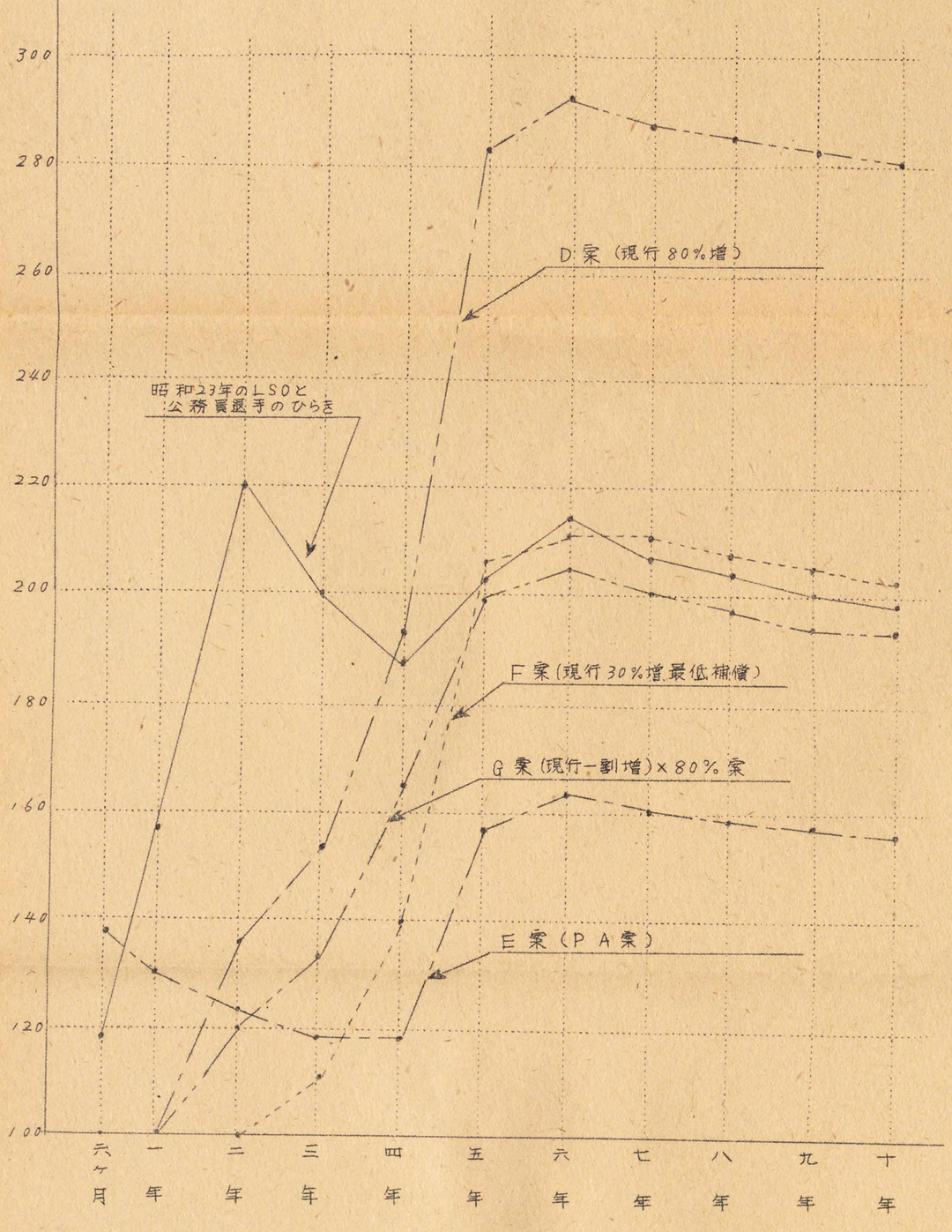

四、国家公務員の給与問題、公務員制度に関する調査、審査要求並びに報告書

○ 調査承認要求

国家公務員の給与問題等に関する調査承認

一、事件の名称　国家公務員の給与問題等に関する調査

一、調査の目的　国家公務員の給与問題並びに公務員制度全般についての根本基準を確立することを目的とする。

四、国家公務員の給与問題、公務員制度に関する調査、審査要求並びに報告書

○ 調査承認要求

国家公務員の給与問題等に関する調査承認

一、事件の名称　国家公務員の給与問題等に関する調査

一、調査の目的　国家公務員の給与問題並びに公務員制度全般についての根本基準を確立することを目的とする。

一、利　益　公務員の福祉及び利益を擁護し、公務の能率的運営を促進する。

一、方　法　本問題についての関係者、学識経験者の説明を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実情調査を行う。

一、期　間　今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年十二月十日

参議院議長　河井彌八殿

人事委員長　村尾重雄

○継続審査並びに調査要求

継続審査要求書

一、審査事件　日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

一、理　由　右法律案は、駐留軍労務者の退職手当補償に関するものであり、その内容において複雑な問題を包蔵しているのみならず、会期末に付託された関係もあり、今会期中に結論を得ることは困難であるので閉会中も引続き審査を行いたい。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三条により要求する。

昭和二十九年五月三十一日

参議院議長　河井彌八　殿

人事委員長　松浦清一

継続調査要求書

一、調査事件　国家公務員の給与問題等に関する調査

一、理　由　本委員会は、目下右に関する調査を進めているが、本調査はその対象が広汎多岐にわたり、特に会期末に至つて人事院の勤務地手当支給地域区分に関する勧告が行われたため、これらに関する調査を本会期中に終了することは困難であるので閉会中も引続き調査を行いたい。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第五十三条により要求する。

昭和二十九年六月三日

参議院議長　河井彌八　殿

人事委員長　松浦清一

○ 調査報告

調査報告書

国家公務員の給与問題等に関する調査へ継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月一日

参議院議長　河井彌八殿

人事委員長　松浦清一

経過及び結果

本委員会においては、国家公務員の給与問題に関して閉会中も引続いて調査を行つた。

国家公務員の給与問題に関しては、去る七月十九日人事院より「一般職の職員の給与に関する報告」が国会に提出され、又五月二十九日同じく人事院より勤務地手当の支給地域区分の改訂勧

告がなされており、いずれも当面の問題として本委員会としても多大の関心を持ち、継続調査の重要案件として調査を行つた。

公務員の給与水準については、人事院の報告において「慎重考慮の結果勧告を一応保留して報告のみにとどめ、給与に関係のある諸条件の推移を注視することとした。」旨を述べて態度を留保しており本委員会としては尚諸般の事情の推移に対応して調査を継続する必要がある。

次に勤務地手当の支給区分については、かねがねその合理的是正についての要望が強く、各地方よりも多数の陳情が行われてきたことは周知の事実であり、勤務地手当の制度についてはこれを基本的に再検討する必要があるが、委員会としては当面の問題として地域的な給与差の不均衡是正を目途として調査を行つた。

調査の過程において支給地域決定の根拠となるべき生計費の地域差についての資料は全国各都市を比較検討する場合極めて不十分であり更に又多数の町村についてその優劣を決定するにもその判定は著しく困難であることが認められた。然し乍ら先に述べたように現行の勤務地手当については人事院の方針からも又給与公平の原則から云つても極めて問題のあることは事実であり、その是正について

日々全国より多数の陳情が行われている実情でもあり委員会としては人事院、総理府統計局、及び各都道府県人事委員会等より提出された資料を根拠として調査を進め必要に応じては現地の実情調査を行い又一方では衆議院人事委員会とも意見の調整をはかるなど綿密調査をとげ、去る十一月十五日の委員会においてその結論をとりまとめるに至ったものである。

尚勤務地手当の調査対象は全国各市町村に及び広汎なものであるため、時日の制約もあり、又衆参両人事委員会における意見の調整等の関係もあって若干疑問の点も残されており、これらの点については今後の検討にまってより万全を期する必要がある。特に同一行政区画内の地域差の是正及び今後の市町村合併の推移に応ずる是正等については委員会としても之に対応した措置をとる必要を認めている。

以上勤務地手当の支給地域区分の是正について別紙の如き結論を得たことを報告する。

最後に国家公務員の給与問題全般に関しての調査としては、先に述べたように給与水準の問題について尚今後の検討を要する点が残されており、又給与体系についても今後の検討にまつ所が多いので委員会としては引続いて調査を行いたい。

委員会審議日程（勤務地手当に関する件）

七月二六日（月）より
七月三一日（土）まで
勤務地手当の支給区分について、衆議院人事委員会における調査経過を考慮した上で、衆議院人事委員会としての基本方針について打合せを行い一応の試案を作成して之を検討した。

八月五日（木）より現地調査
第一班　宮田委員　新潟県、富山県、四日間
　　千葉委員
第二班　松浦委員長　福岡県、佐賀県、大分県　六日間
　　松岡委員

八月一三日（金）現地調査の報告を行った。
修正の基本方針について打合を行い、全国各府県の間の不均衡是正について、各県庁所

在地の都市について検討を加えた。

八月一七日(木)
二〇日(金)
試案について、委員会として再検討を加えた。
二十日には、衆議院人事委員会と、委員長理事の合同打合を行い、意見を交換した。
九月六日(月)
七日(火)
八日(水)
試案のうち主として一般地の地域についての検討を加えた。
九月一三日(月)
一五日(水)
一六日(木)
二二日(水)

試案のうち主として二級地以上の地域についての検討を加えた。
九月二四日(金)試案について一応全国的な検討を終え委員会の修正案をとりまとめた。
一〇月二二日(金)
二三日(土)
専門員室において事務的な調整を行うた修正案について、委員会において検討を加え、
又、衆議院人事委員会との打合について協議した。
一一月一一日(木)
一二日(金)
一三日(土)
衆議院人事委員会との意見の調整について打合を行い、新に四級地の問題について検討
を加えた。
一一月一五日(月)修正案について、衆議院人事委員会と意見の調整を行い、両院人事委員会一致の結
論を得た。

（別紙）

一般職の職員に対する勤務地手当の支給地域区分の改訂については、さる五月二十九日、人事院が勧告を行つたが、衆参両院人事委員会は、これに追加して別紙のとおり修正することに意見の一致をみた。

なお、市町村合併により支給地と非支給地が合併した場合は　非支給地は少くとも一級地とすることとし、また同一行政区劃内における級地の較差がいちじるしい場合は、適宜調整を加えることとする。

（註　支給地域区分表省略）

五、地域給に関する審査の結果

A委員長談話

○松浦人事委員長談話発表（十一月十六日）

本日衆参両院人事委員会において地域給支給区分の修正案についての結論を得た。

公務員の地域給についてはかねがねその合理的是正についての要望が強く、各地方よりも多数の陳情が行われてきた事は周知の事実であり、両院人事委員会においてもこれについては多大の関心を持ち、去る五月二十九日の人事院勧告以来詳細な検討を加えてきた。

地域給の制度については之を基本的に再検討する必要も認められるのであるが、委員会としては出来る限り現在の実情に即した是正を行つて当面の給与差の不均衡を解決する事を目途として調査を行つて来たが、その根拠となるべき生計費の地域差についての調査資料等も全国的に見れば極めて不充分であり、更に又最近における経済事情等の変動をも考慮すればその判定も著しく困難な点が認められ

た。

然し乍ら前に述べた如く公務員の地域給を現行のまま据置く事は人事交流の点からも又給与公平の原則から言つても極めて問題のある所であり、万全とは言えないまでもより完全な支給区分を決定する事が委員会に与えられた任務であるとの観点に立つて鋭意調査を行つて来たが、衆参両院の意見の調整及び時日の制約等の関係から尚若干の疑問の点を残しながらも一応大局的な立場からの結論をとりまとめるに至つた。これらの点については尚今後の検討にまつてより完ぺきを期する必要があるが、要するに今回の結論を得たことも地域給の不合理是正についての両院人事委員会の意のある所を世に訴えてその批判をまちその合理的解決を促進したいとの念願に出づるものである。

参議院人事委員長　松浦清一

B　審議日程の内容

	衆参両院	
	参議院	衆議院
6. 28(月) 29(火) 30(水) 7. 1(木)		○人事委員会 公務員の給与に関する小委員会において修正案を検討した。
26(月) 27(火) 28(水) 29(木) 30(金) 31(土)	○人事委員会 衆院人事委員会における勤務地手当支給区分についての調査経過を考慮した上で本院人事委員会としての基本的な方針について打合せを行い、一応全国的な試案の検討を行つた。 1.基本的な方針として、現行無級地は全部1級地へ引上げること。 2.衆参両院の最終的調整が可能であるという点に配慮をしながら審査を続けて行くこと。	

○現地調査

鹿岡県、大分県、左賀県（5日～10日）

松浦委員長

松岡委員　（鹿行）

熊埜御堂専門員　指宿参事

新潟県、富山県（5日～8日）

宮田理事　（鹿行）

千葉理事　萩田調査員

8.13（金）

○人事委員会

1.現地調査の報告が北九州班松岡委員より、新潟、富山班千葉理事より行はれた。

2.県別の調査を一応終了したので、更に総合的な調査を進めるための全体的調整資料の作製を専門員に依託。

特に全国的なアンバラ調整のため、県庁所在地はすべて最低3級地として、それに応じて県内バランスを考慮した試案を作ること。

17（火）
18（木）

○人事委員会

修正案について再検討を加え、1級地については略確定し、2級地以上についての問題のある地域は保留して、資料整備の上次回の委員会で決定することとした。

19（木）

○人事委員会

全国にわたる総合的な事務の整理をした結果を専門員より報告し、報告に基いて審査、検討を行った

20（金）

○人事委員会

家議院との第一回の打合会にのぞむに際しての本院の態度について協議を行った。

従来からの基本的態度を再確認した。然し衆、参両院が一致した見解に基いて一つの案を持つと言ふことに結論が持って行かれるように努力する。

		○衆、参人事委員長、理事合同打合会 衆議院より「現在迄検討してきた結果、830ヶ所については確定、4～50ヶ所については保留し、9月10日頃迄に決定したい意向である事を述べ、所要経費も勧告分を含めて100億程度と考えている」旨の説明があり、 参議院側よりも「衆議院案を前提として之に補足すべきものを検討してきたこと。東北、北陸地方その他従来不利な扱いをうけてきた地域は、県廳所在地を3級に引上げる等特に考慮すること。無級地を全部1級地に引上げること」等の方針を説明、9月10日頃を一応の目標として両院夫々の試案を得て、両院の意見の調整をはかることを申合せた。	

9、 6(月) 7(火) 8(水)	○人事委員会 主として1級地について検討を加え、旧1級地との関係についても併せ調査した。	
9. 11(土)		○人事委員会 保留分等についても検討を加え、修正案について一応の結論を得た。
13(月)	○人事委員会 2級地以上の部分について、又1級地で甚はだしくその条件の整つているにかかわらず、見落されているというような点について調査し、青森県から茨城県まで審議した。 尚都市の合併地域の取扱いについて検討した。	

14(火)	○衆、参人事委員長会見 合同打合会は今月末か、来月初めに行うことを打合せた。	
15(水)	○人事委員会 栃木県から岐阜県まで調査した。	
16(木)	○人事委員会 静岡県から島根県まで調査した。	
22(金)	○人事委員会 岡山県から鳥取県まで調査した。	
24(土)	○人事委員会 九州までの検討を終り、一応全国的な本院としての修正点がまとまった。	

10.8(金)		
19(火)	○人事委員会官田理事(参院)赤城委員(衆院)と会見 両院の修正案に対する合同調整等について連絡	
22(金)	○人事委員会 修正案の取扱い方針並びに衆議院との今後の打合会の機会等について打合せを行った。	○人事委員会 3級地以上の問題について検討した。 (和歌山、大津を確認したが、その他についてはまとまらなかった)

23（土）	○人事委員会 修正案について予算上の検討を加え、尚衆議院側の出方を待つことにとした。	
26（火）	○宮田理事（委員長代理）川島委員長と会見 修正案について両院の協調による国会一本の案を取まとめ、それが実現に努力するよう両院として進めて行く。従来より取あえず出来た案について両院専門員室で事務的な打合せを一応完了させて、その打合せによってお互の意思の相違点について両院の委員会において最終的な政治的解決をして行くことにしてはどうかとの話し合いが行はれた。	
27（水）	衆、参両院人事委員会専門員が夫々の修正案を交換して、事務的打合せを行った。	

29（金） 11. 4（木） 5（金） 6（土） 8（月） 9（火）	衆、参専門員室打合会 衆、参専門員室打合会	
9（火）		○衆、参人事委員長会見 4級地について衆院より拡大意見が出された。（東海道線、山陽線の路線に並接している若干の都市を4級地に引上げたいとの意向表明）
11（木）	○人事委員会 松浦委員長、宮田理事、瀬戸専門員より経過報告があり、衆院側の申出（4級地問題）について、参院側の態度を打合せた。	○人事委員会 4級地修正の問題について、一定の条件を附して、委員長に一任した。
	○衆、参人事委員長会見 4級地問題についての両院委員会の態度等について協議懇談した。	

W

12（金）	○人事委員会 11日の委員会における4級地選定について再度協議を行い、一定条件のもとに委員長に一任して衆院側と交渉することを決定した。	
	○衆、参人事委員長会見 松浦委員長より、A、B二案を提示し、調整のための打合せを行ったが、川島委員長より明日回答する旨申し入がなされた。 A、B二案は、A案として衆院側提示4級地若干のうち非常に不合理と思われる点を除く。B案として提示案全部を認めるとそれに附随をして更に相当数の4級地を増やさなければならないので、これ等全部を認める街松浦委員長より五況に4級地を拡げた場合若干の3級地、2級地以下の調整についても考慮すべきであるとの申入れを行ったが、止むを得ないと認められる極少数にとどめて、本況な調整は捻えたいとの川島委員長の意見が出された。	

13（土）	○人事委員会 川島委員長との会見の結果を報告した。 3級地以下の調整について3級地以下の調整に一任した。	
	○衆、参人事委員長会見 B案に近い案で、両院の一致をみた。	
13（土） 15（月）	両院専門員室で、3級地以下の調整作業を行った。	
	○人事委員会 川島委員長との会見の結果を報告し、従来の本院の委員会の修正の案の上に小樽、浦和、大宮、藤、千葉、松戸、静岡、敷浜、岐阜、大津、奈良、和歌山、姫路、岡山、広島、呉、山口、小野田、宇部、長崎、佐世保、熊本、荒尾、久留米、大牟田、大分、別府、鹿児島、佐賀、唐津、仙台、金沢、福井、富山、新潟、高松、それだけを新に4級地として追加することとする。 これに伴う、3級地以下の部分については、若干の修正並びに、市町村合併等による部分調整等について専門員に調査せしめることと町村合併等による同一又は類似地域で突然に指置くことが不合理な場合が生じた場合、大局に影響しない限り調整を行う。一市町村区域内において2段階以上の差を設けない方針に基いて、専門員において調整すること。 以上を決定した。	

16(火)		○人事委員会理事会
18(木)		（新聞発表）

C支給地域の区分表（省略）

D(イ)修正案の概要

今回の衆、参両院人事委員会決定の修正案の内容は次の通り

四級地　札幌市、小樽市、仙台市、新潟市、金沢市、福井市、富山市、青梅市、浦和市、大宮市、藤町、千葉市、松戸市、静岡市、熱海市、岐阜市、大津市、奈良市、和歌山市、姫路市、明石市、岡山市、広島市、呉市、山口市、小野田市、宇部市、高松市、久留米市、大牟田市、佐賀市、唐津市、長崎市、佐世保市、大分市、別府市、熊本市、荒尾市、鹿児島市、

その他これに附随した町村（五）　計四四

三級地　一一六

二級地　三二四

一級地　一、四一七

従つて人事院勧告を含む級地別市町村数は次表の通りとなる

	4級地	3級地	2級地	1級地	支給地計(A)	全市町村数(B)	比率 A/B
現行十勧告	83	164	457	1,341	2,045		23.1%
修正案	44	116	324	1,417		8,861	
結果	127	237	663	2,437	3,464		29.1%

(ロ) 29.11.16 委員会最終決定修正案における
市町村の修正箇所数調

参議院人事委員会専門員室

都道府県別	4級地	3級地	2級地	1級地
北海道	5	14	26	121
青森		1		26
岩手		3	3	22
宮城	1	2	9	31
秋田		1	3	31
山形		1	4	27
福島		1	5	34
茨城		3	10	38
栃木		3	8	26
群馬		2	4	34
埼玉	3	4	6	65
千葉	2	3	7	34
東京	1	1		
神奈川		8	7	43
新潟	1	1	6	36

富山	1	1	2	22
石川	1	1	6	21
福井	1		4	12
山梨		1	5	15
長野		3	4	34
岐阜	1	2	3	30
静岡	2	2	6	53
愛知		7	16	49
三重			7	34
滋賀	1		7	18
京都		2	5	39
大阪		6	1	
兵庫	4	4	29	50
奈良	1	2	4	19
和歌山	1		5	29
鳥取		2	4	15
島根		1	1	18
岡山	1	2	3	35
広島	2	3	14	30

山口	3	3	4	30
徳島			1	18
香川	1		4	16
愛媛		1	4	30
高知			9	14
福岡	2	6	22	41
佐賀	2		13	27
長崎	2	6	15	38
熊本	2	2	7	25
大分	2	5	7	21
宮崎		2	3	26
鹿児島	1	4	11	40
	44	116	324	1417

事委員会専門員室

修正	職員別		計
非支給地及び据置地の修正分	給与法適用者 a	百人	1.099 百人
	五現業職員 b		544
	国鉄職員 c		897
	電々職員 d		251
	専売職員 e		81
	地方公務員 f		2.414
	計		5286
勧告地の修正分	a		860
	b		399
	c		906
	d		264
	e		98
	f		1.590
	計		4117
二段階引上修正分	a		11
	b		4
	c		7
	d		3.6
	e		1.1
	f		19
	計		45.7
総計		百人	9449 百人

注、級地を引上げようとする院実態調査の国家公務員数から推定したが，これは人事院給与第3課調の一種類別の—「級地別職員数」さらに同じ資料から給与法適用者数に対する国家公務員数の比率を求めて推定した。

(1) 職員別級地別適用者数調（国会修正分）

昭29.11.15調　　参議院人事委員会専門員室

修正	職員別	級地 4	3	2	1 1日1	1 1日0	計
非支給地及び据置地の修正分	給与法適用者 a	523 百人	245 百人	161 百人	116 百人	54 百人	1.099 百人
	五現業職員 b	162	93	82	86	121	544
	国鉄職員 c	63	191	139	344	160	897
	電々職員 d	63	51	69	52	16	251
	専売職員 e	21	27	21	9	3	81
	地方公務員 f	461	262	411	440	840	2.414
	計	1.293	869	883	1.047	1.194	5286
勧告地の修正分	a	479	286	95			860
	b	182	146	71			399
	c	373	249	284			906
	d	100	121	43			264
	e	53	37	8			98
	f	627	622	341			1.590
	計	1814	1461	842			4117
二段階引上修正分	a	9		2			11
	b	3		1			4
	c	4		3			7
	d	3		0.6			3.6
	e	1		0.1			1.1
	f	13		6			19
	計	33		12.7			45.7
総計		3.140 百人	2330 百人	1737.7 百人	1.047 百人	1.194 百人	9449 百人

注　級地を引上げようとする市町村における種類別の職員数は，新しい統計がないので，昭24.9.15現在人事院実態調査の国家公務員数から推定したが，これには，当時5現業職員と電々公社職員とを含んでいたので，これを昭29.3.4人事院給与第3課調の一種類別の一「級地別職員数」の比率で按分して，給与法適用者，5現業職員及び電々公社職員の数を算出し，さらに同じ資料から給与法適用者数に対する国鉄職員数専売公社職員数及び地方公務員数との比率を求めて，この参考を算出した。

鹿児島	1	4	11	40
44	116	324	1417	

			職員総数
0人			469,600人 (100%)
0			
2			
2			
0			261,600 (100%)
0			
8			
8			
00			447,200 (100%)
00			
00			
00			
00			1,354,700 (100%)
00			
60			
60			

29.3

人道院の比率で按分して、
方公務

29.9

職員	名称	4級	職員総数
給与法適用者	現行	149,700人 (39.9%)	469,600人 (100%)
	勧告	1,600	
	修正	101,062	
	結果	252,362 (57.8%)	
五現業職員	現行	59,600 (22.8%)	261,100 (100%)
	勧告	500	
	修正	34,748	
	結果	94,848 (42.4%)	
国鉄職員	現行	109,800 (24.5%)	447,200 (100%)
	勧告	200	
	修正	44,000	
	結果	154,000 (39.1%)	
地方公務員	現行	204,400 (20.3%)	1,354,700 (100%)
	勧告	2,200	
	修正	110,060	
	結果	386,660 (34.6%)	

(注) 1. 現行の種類別職員数は昭29.3

2. 勧告の種類別職員数は人事院の比率で按分して，5現業職員，国鉄職員，地方公務

3. 修正の種類別職員数は昭29.7

(三) 級地別職員数調（試算）

参議院人事委員会専門員室調

職員	名称	4級	3級	2級	1級	支給職員数計	非支給職員数計	職員総数
給与法適用者	現行	149,700人 (39.9%)	56,600人 (12.1%)	90,200人 (19.2%)	82,200人 (17.5%)	378,700人 (80.6%)	90,900人 (19.4%)	469,600人 (100%)
	勧告	1,600	65,100	60,400	41,100			
	修正	101,062	53,062	25,797	16,968			
	結果	252,362 (57.8%)	72,100 (16.5%)	58,235 (13.3%)	54,071 (12.4%)	36,768 (94.9%)	32,832 (5.1%)	
五現業職員	現行	59,600 (22.8%)	17,400 (6.7%)	34,400 (13.2%)	42,200 (16.2%)	153,600 (58.9%)	107,500 (41.1%)	261,100 (100%)
	勧告	500	24,800	30,200	48,500			
	修正	34,748	23,900	15,360	20,674			
	結果	94,848 (42.6%)	30,852 (13.8%)	31,260 (14.1%)	65,814 (29.5%)	222,774 (85.3%)	38,326 (14.7%)	
国鉄職員	現行	109,800 (24.5%)	6,600 (1.5%)	70,600 (15.8%)	71,400 (16.0%)	258,400 (57.8%)	188,800 (42.2%)	447,200 (100%)
	勧告	200	50,800	52,500	85,100			
	修正	44,000	43,963	42,617	50,396			
	結果	154,000 (39.1%)	57,163 (14.5%)	71,014 (18.0%)	111,719 (28.4%)	393,896 (88.1%)	53,334 (11.9%)	
地方公務員	現行	204,400 (20.3%)	76,300 (5.6%)	118,300 (8.7%)	217,400 (16.0%)	686,400 (50.6%)	668,300 (49.4%)	1,354,700 (100%)
	勧告	2,200	85,300	159,500	302,100			
	修正	110,060	88,316	75,719	127,882			
	結果	386,660 (34.6%)	137,656 (12.3%)	179,903 (16.2%)	412,163 (36.9%)	1,116,382 (82.4%)	238,318 (17.6%)	

(注) 1. 現行の種類別職員数は昭29.3.4人事院給与第3課調の「級地別職員数」に依つた。

2. 勧告の種類別職員数は人事院月報48号3頁の国家公務員数調による給与法適用者の数を基として，上記資料の比率で按分して，5現業職員，国鉄職員，地方公務員の数を算出した。

3. 修正の種類別職員数は昭29.9.24参議院人事委員会専門室調「職員別級地別年間所要経費調」に依つた。

資料(1)

現行及び改訂後の市町村数（人事院勧告資料）

29.5.29 人事院給与局

都府県別	現行					改訂					結果					市町村数
	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	
北海道		5	12	38	55			28	86	114		5	40	96	141	278
青森				4	4			4	16	20			4	16	20	161
岩手				4	4			4	17	21			4	17	21	202
宮城			1	10	11		1	1	13	15		1	1	22	24	142
福岡	6	47	21	35	109		1	7	36	44	6	48	27	64	145	233
佐賀			2	7	9		1	1	9	11		1	2	15	18	89

資料(1)

現行及び改訂後の市町村数（人事院勧告資料）

29.5.29 人事院給与局

都府県別	現行					改訂					結果					市町村数
	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	
北海道		5	12	38	55			28	86	114		5	40	96	141	278
青森				4	4			4	16	20			4	16	20	161
岩手				4	4			4	17	21			4	17	21	202
宮城			1	10	11		1	1	13	15		1	1	22	24	142
福岡	6	47	21	35	109		1	7	36	44	6	48	27	64	145	233
佐賀			2	7	9		1	1	9	11		1	2	15	18	89
長崎		4	2	22	28			8	35	43		4	10	49	63	151
熊本		1	1	10	12		1	3	20	24		2	3	27	32	264
大分		1	2	9	12		1	3	12	16		2	4	18	24	142
宮崎			1	3	4			2	11	13			3	12	15	79
鹿児島			1	9	10		1	6	18	25		1	6	21	28	133
（計）	80	96	247	616	1,039	3	71	281	1,006	1,361	83	164	457	1,341	2045	8,861

（註）本表に掲げる市町村数は、昭和29年5月10日現在における行政区画によって数えたものである。

資料(1)

現行及び改訂後の市町村数（人事院勧告資料）

29.5.29 人事院給与局

都府県別	現行					改訂					結果					市町村数
	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	4級	3級	2級	1級	計	
北海道		5	12	38	55			28	86	114		5	40	96	141	278
青森				4	4			4	16	20			4	16	20	161
岩手				4	4			4	17	21			4	17	21	202
宮城			1	2	3		1	2	24	27		1	2	24	27	171
秋田				2	2			2	20	22			2	20	22	204
山形				3	3			3	17	20			3	17	20	219
福島				6	6			3	30	33			3	33	36	327
茨城			1	7	8		1	3	26	30		1	3	30	34	340
栃木			2	9	11			2	12	14			4	19	23	152
群馬			1	10	11		1	4	11	16		1	4	17	22	161
埼玉		4	10	10	24	1	3	5	42	51	1	6	12	47	66	296
千葉		4	9	13	26	2	3	6	22	33	2	5	12	29	48	228
東京	35	7	33	28	103		1	17	0	18	35	8	49	11	103	103
神奈川	6	1	18	28	53		10	7	5	22	6	11	15	26	58	114
新潟			1	6	7		1	3	18	22		1	3	21	25	354
富山			1	3	4		1	2	10	13		1	2	11	14	83
石川			2	8	10		1	2	13	16		1	3	19	23	150
福井			1	3	4		1	2	11	14		1	2	12	15	134
山梨			2	5	7			4	22	26			6	23	29	172
長野				12	12			10	18	28			10	20	30	346
岐阜			6	13	19		1	5	23	29		1	10	31	42	243
静岡		3	3	13	19		1	10	29	40		4	12	32	48	254
愛知	1	1	18	31	51		6	9	42	57	1	7	21	64	93	206
三重			3	15	18		2	6	14	22		2	7	23	32	269
滋賀		1	0	10	11			3	8	11		1	3	15	19	154
京都	1	4	10	21	36		2	13	5	20	1	6	21	13	41	149
大阪	24	4	39	49	116		16	22	21	59	24	20	45	48	137	137
兵庫	6	4	9	53	72		5	17	61	83	6	9	21	97	133	314
奈良		1	6	18	25			11	37	48		1	17	44	62	125
和歌山		1	4	12	17			5	24	29		1	9	31	41	194
鳥取				7	7			3	12	15			3	16	19	108
島根				5	5			5	19	24			5	19	24	158
岡山		1	4	8	13			6	39	45		1	10	41	52	216
広島		2	7	27	36			6	38	44		2	13	59	74	279
山口	1	0	10	8	19		5	4	17	26	1	5	9	21	36	153
徳島			1	3	4		1	2	11	14		1	2	12	15	121
香川			1	9	10		1	5	13	19		1	5	17	23	141
愛媛			1	8	9		1	5	19	25		1	5	22	28	212
高知			1	10	11		1	1	13	15		1	1	22	24	142
福岡	6	47	21	35	109		1	7	36	44	6	48	27	64	145	233
佐賀			2	7	9		1	1	9	11		1	2	15	18	89
長崎		4	2	22	28			8	35	43		4	10	49	63	151
熊本		1	1	10	12		1	3	20	24		2	3	27	32	264
大分		1	2	9	12		1	3	12	16		2	4	18	24	142
宮崎			1	3	4			2	11	13			3	12	15	79
鹿児島			1	9	10		1	6	18	25		1	6	21	28	133
(計)	80	96	247	616	1,039	3	71	281	1,006	1,361	83	164	457	1,341	2045	8,861

(註) 本表に掲げる市町村数は、昭和29年5月10日現在における行政区画によつて数えたものである。